

配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画（第2次改定版）

**平成26年3月
福 井 県**

～ 目 次 ～

第1章 計画改定の趣旨	P 1
1 計画改定の趣旨		
2 計画の性格と役割		
3 計画の期間		
第2章 配偶者からの暴力の現状	P 3
1 国の動き		
2 本県のこれまでの取組み		
3 本県における配偶者からの暴力の現状と課題		
第3章 計画の基本的方向	P 24
1 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を進める上での 基本的視点	P 24
2 基本目標と施策の体系	P 25
第4章 具体的な施策	P 28
基本目標Ⅰ 被害者が安心して相談できる体制づくり	P 28
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保に関する取組みの充実	P 33
基本目標Ⅲ 被害者への途切れることのない自立支援	P 35
基本目標Ⅳ 関係機関、民間団体との連携協力	P 40
基本目標Ⅴ 配偶者などからの暴力を許さない社会づくり	P 42
基本目標Ⅵ 計画の推進体制	P 45
参考資料	P 46

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。

平成14年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年7月改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となった。以下「DV防止法」という。)が全面施行され、これまで家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者からの暴力が、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であること、国や地方公共団体が配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務があることが明記されました。

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策は、広報啓発から相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、自立の支援等に至るまで広範多岐にわたるため、これらの施策を総合的かつ計画的に実施することが不可欠です。

また、平成16年12月にDV防止法の一部が改正施行され、都道府県において基本計画の策定が義務付けられました。こうしたことから、本県では、平成18年3月「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」(以下「県基本計画」という。)を策定し、被害者の実態に即した施策を実施してきました。

平成21年3月には「配偶者暴力被害者支援センター」(DV防止法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」をいう。以下「DV支援センター」という。)の業務の拡大など、平成20年1月のDV防止法の改正などを踏まえ、「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画(改定版)」(以下「県基本計画改定版」という。)を策定しています。

こうした中、県基本計画改定版の計画期間が平成25年度をもって終了するに当たり、平成25年7月のDV防止法改正や、これまでの取組みと成果、課題、さらには被害者や関係機関、有識者の意見を踏まえ、今後必要な取組みを新たに盛り込み、計画の二次改定を行うものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画です。

また、「第2次福井県男女共同参画計画」におけるアクション項目 V 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」との整合性を図りながら、福井県における配偶者からの暴力防止対策に関する基本的な方針と施策の実施内容を示すものです。

県は、この計画に沿って配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内でも、DV防止法や国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が見直された場合、また、新たに盛り込むべき事項等が発生した場合には、必要に応じて見直すこととします。

【配偶者からの暴力】

DV防止法上、配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

第2章 配偶者からの暴力の現状

1 国の動き

平成13年4月、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、DV防止法が制定されました。

平成16年6月には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等の見直しが行われ、さらに、平成19年7月には市町村の責務の拡充および保護命令制度の拡充などのDV防止法の改正、平成20年1月には新たに基本方針が定められました。

また、平成25年7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、DV防止法の適用対象とする法改正がなされ、平成26年1月から施行されるなど保護の対象が拡大されています。

2 本県のこれまでの取組み

(1) 被害者の防止や保護のための計画等の策定

平成14年4月に、男女共同参画社会を目指すための「福井県男女共同参画計画」を策定し、重点目標の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置づけるとともに、同年10月に制定した「福井県男女共同参画推進条例」においては、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、被害者の保護を図るための必要な措置を講じることとしています。

平成16年12月のDV防止法の改正施行を受け、平成18年3月に、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、県基本計画を策定しました。

また、DV防止法の制定を受けて平成13年12月に関係機関の情報交換、調整および相互連携を図ることを目的に、県庁関係課、県警察本部、県生活学習館、県総合福祉相談所、県健康福祉センターによる「配偶者暴力対策連絡会議」を設置しました。

その後、県基本計画の策定を受け、平成19年度に「配偶者暴力対策連絡会議」の構成員を拡大し、市町、医療機関、教育機関、裁判所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、民間団体等の参加を得て、総合的な調整機能の充実を図っています。

【配偶者暴力対策連絡会議】

主な構成員：福井地方裁判所、福井地方法務局、福井地方検察庁、日本司法支援センター福井地方事務所、県医師会、福井労働局、全国健康保険協会福井支部、日本年金機構福井年金事務所、県庁関係課、県警察本部、DV支援センター、県民生委員・児童委員協議会、県人権擁護委員連合会、県婦人福祉協議会

(2) 相談体制の整備

平成14年4月には県生活学習館を、平成18年4月からは県総合福祉相談所および県内6箇所の県健康福祉センターもDV支援センターに位置づけ、被害者の相談、保護、自立支援を行っています。

県生活学習館では土曜日・日曜日・祝日にも相談を受け付けているほか、平成23年度からは外国人向けの相談を新たに開始し、県国際交流会館への出張相談も実施するなど、外国人も相談しやすい環境の整備に努めています。

さらに、県総合福祉相談所においては年末・年始も含めた365日、夜10時までの夜間相談を平成22年度から実施しています。

また、県警察本部や各警察署における毎日24時間体制での相談対応や被害者への助言、企業等におけるレディースガードリーダーの育成などによる早期相談体制の構築、県人権センター相談員による敦賀市と小浜市への移動相談会の実施など、相談体制の充実を図ってきています。

【レディースガードリーダー】

職場内で気軽に相談できる体制を構築するとともに、警察の早期対応・通報に向けて、職場内に配置する、女性対象犯罪の被害防止の知識や護身術を身につけた相談担当者などをいい、県警本部が委嘱しています。

本県における相談機関一覧

相談機関名		電話番号	内容	受付曜日	相談時間
配偶者暴力被害者支援センター	県生活学習館(ユー・アイふくい) 福井市下六条町14-1	0776-41-7111 0776-41-7112	電話面接	火曜日～日曜日 (第3日曜日、国民の祝日の翌日を除く)	9:00～16:45
	県総合福祉相談所女性相談課 福井市光陽2-3-36	0776-24-6261	電話面接 夜間電話	月曜日～金曜日 土日祝日含む毎日	8:30～17:15 17:15～22:00
	福井健康福祉センター 福井市西木田2-8-8	0776-36-2857	電話面接	月曜日～金曜日	8:30～17:15
	坂井健康福祉センター あわら市春宮2-21-17	0776-73-0622			
	奥越健康福祉センター 大野市天神町1-1	0779-66-2076			
	丹南健康福祉センター 鯖江市水落町1-2-25	0778-51-0034			
	丹南健康福祉センター武生福祉保健部 越前市文京2-13-39	0778-22-4135			
警察署	二州健康福祉センター 敦賀市開町6-5	0770-22-3747			
	若狭健康福祉センター 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300			
	警察本部 警察安全相談室 福井市大手3-17-1	# 9 1 1 0 または 0776-26-9110	電話面接	毎日	24時間対応
	福井警察署 福井市開発5-103-1	0776-52-0110	電話面接	毎日	24時間対応
	永平寺分庁舎 永平寺町松岡吉野堺14字42-1	0776-61-0110			
	福井南警察署 福井市江守中町6-18-2	0776-34-0110			
	大野警察署 大野市友江11-7	0779-65-0110			
	勝山警察署 勝山市滝波町4-402	0779-88-0110			
	坂井警察署 坂井市丸岡町笹和田2字9-1	0776-66-0110			
	あわら警察署 あわら市井江葭35-103	0776-73-0110			
	坂井西警察署 坂井市三国町緑ヶ丘4-15-40	0776-82-0110			
	鯖江警察署 鯖江市下河端町202	0778-52-0110			
	丹生分庁舎 越前町西田中3-306	0778-34-0110			
	越前警察署 越前市日野美2-33	0778-24-0110			
	今立分庁舎 越前市粟田部町1-5-2	0778-43-0110			
	敦賀警察署 敦賀市木崎12-18-1	0770-25-0110			
	小浜警察署 小浜市南川町16-27	0770-52-0110			
県人権センター 福井市手寄1丁目4-1 AOSSA 7階		0776-29-2111	電話面接	火曜日～金曜日 第2、4日曜日と その前の土曜日	9:00～17:00
福井地方法務局 人権擁護課 福井市春山1-1-54(福井春山合同庁舎)		0570-070-810	電話面接	月曜日～金曜日	8:30～17:15
公益社団法人福井被害者支援センター		0120-783-892	電話	月曜日～金曜日	10:00～16:00

(3) 被害者保護体制の整備

県は、被害者やその子どもなどの同伴家族が、配偶者からの暴力を避けるため避難した場合、緊急一時的に保護するための一時保護所を設置しています。

県の一時保護所以外にも民間団体が運営するシェルター※があり、こちらにおいても一時的な保護が行われています。

一時保護が円滑に行われるよう、各関係機関の連携に向けた「関係機関連携マニュアル」を整備したほか、監視カメラや補助鏡の設置など民間シェルターの安全施設の整備に係る補助制度を創設しました。

また、警察においても被害者を保護するために、加害者への指導・警告、検挙のほか、被害者に対して被害の防止に関する措置の教示などを行っています。

【※ 民間団体が運営するシェルター】

民間の団体によって自主的に運営されており、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。居住場所等を提供するなど、被害者に対する援助を行っています。

(4) 自立の支援

一時保護された被害者の自立には、経済的な支援をはじめ、福祉、就業支援、児童の就学など様々な支援が必要となります。自立の第一歩として住居の確保が重要となります。

そのため、一時保護施設の入所期間中に県外への就職活動や住居探しに行くための旅費や住居費などの支援を行っているほか、仕事面・金銭面から恒久住宅に移行できない被害者に一時的に住宅を提供するため、平成21年度に新たにステップハウス※を整備しました。

【※ ステップハウス】

一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、自立の準備をするための中間的な施設です。

(5) 配偶者からの暴力についての理解促進

DV防止法に関する県民の認知度（80.9% 性別無回答を除いて集計）は全国の調査結果（76.1%）よりも高くなっていますが、法律の内容まで知っている割合は13.7%にとどまっており、より一層の周知が必要です。

そのため、県内すべての高校2年生への「デートDV」に関するパンフレットの配布や、地域で活動する民間団体に啓発事業を委託するなど、民間と連携して啓発活動などを実施しています。

(6) これまでの取組みの結果

これまで県では、配偶者暴力の防止や被害者の保護に向けて、相談や被害者保護の体制の整備・充実、被害者の自立の支援などに取り組んできました。この結果もあり、相談体制は全国的に見てもかなり充実するとともに、深刻化した配偶者からの暴力（保護命令、一時保護件数）は全国と比較して少なくなっています。

主な結果

○相談、保護の充実

・相談機関数

H24年度：8カ所（¹施設当たり人口【全国最少】）

・10万人当たり相談件数

H14年度：16.6件（全国37位） ⇒ H24年度：160.4件（全国6位）

・一時保護件数

H14年度：11件 ⇒ H23年度：17件（全国で2番目に少ない。10万人当たりは38位）

・保護命令

H14年度：6件 ⇒ H24年度：15件（DV防止法施行後から平成24年度までの累計109件【全国最少】）

・外国人からの相談

H21年度：14件 ⇒ H24年度：129件

3 本県における配偶者からの暴力の現状と課題

暴力の現状

(1) 相談・通報・検挙件数

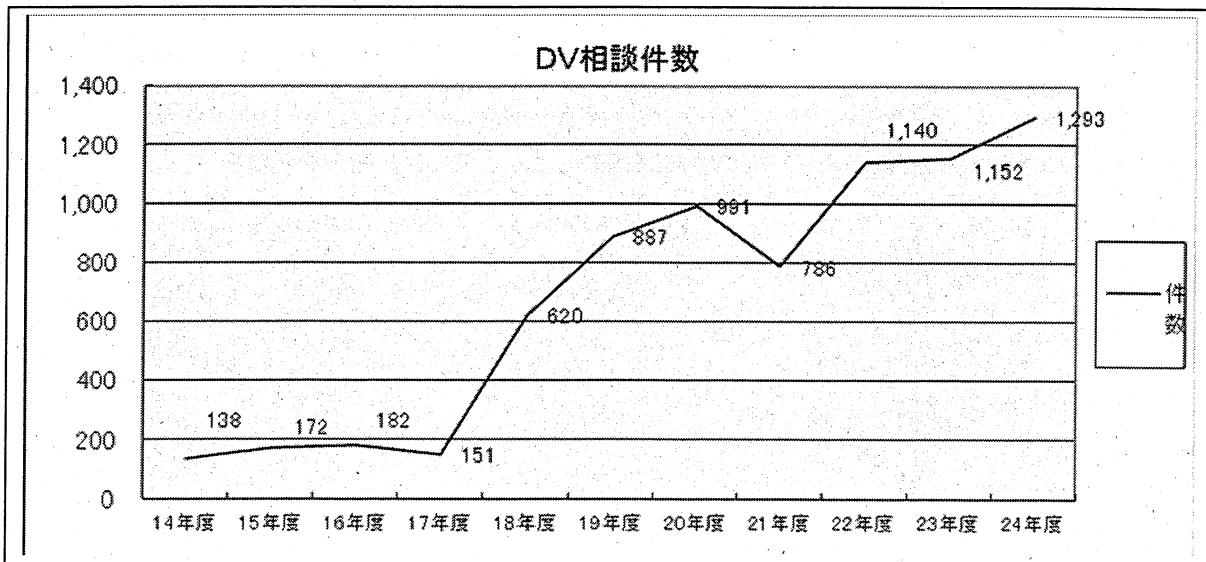
県では被害者の相談を、県生活学習館や県健康福祉センターなど県内8箇所のDV支援センターで行っていますが、1DV支援センターあたりの人口(100,789人)は全国最少となっており、きめ細かい相談体制が整備されていると言えます。

全国における相談件数は、平成14年度の35,943件から平成24年度には89,490件とこの10年間で約2.5倍となっていますが、本県の相談件数は、平成14年度の138件が平成24年度には1,293件とこの10年間右肩上がりで増え、全国を大幅に上回る約9.4倍となっています。

全国に比べ、本県の相談件数が大幅に増加したのは、夫婦間のプライベートな問題として潜在化していた被害が、配偶者暴力に対する県民の理解が進んだことにより徐々に顕在化してきたことや、きめ細かな相談体制を整備したことなどが要因として考えられます。

また、女性だけでなく、平成14年度は1件だった男性からの相談件数は平成24年度には8件となり、増加傾向を示しています。

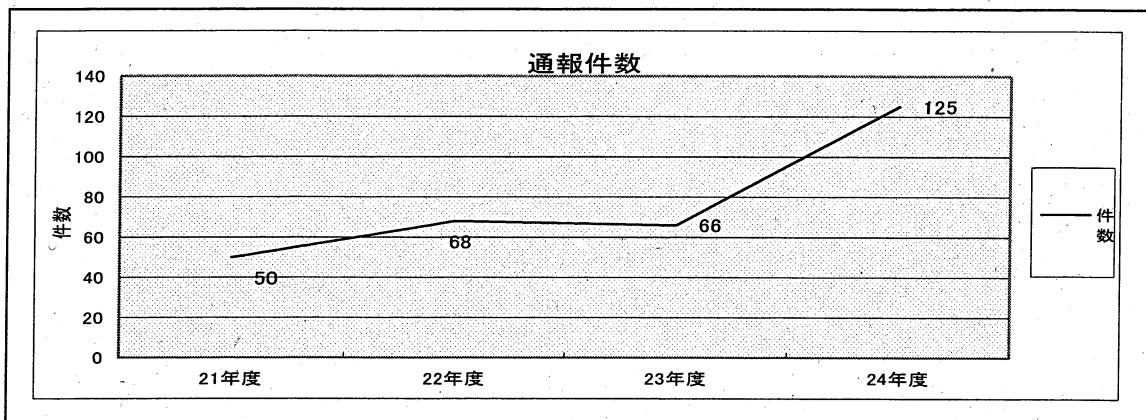
○本県の相談件数(※DV支援センター計)



配偶者からの暴力の発見者によるDV支援センターへの通報（根拠：DV防止法第6条）

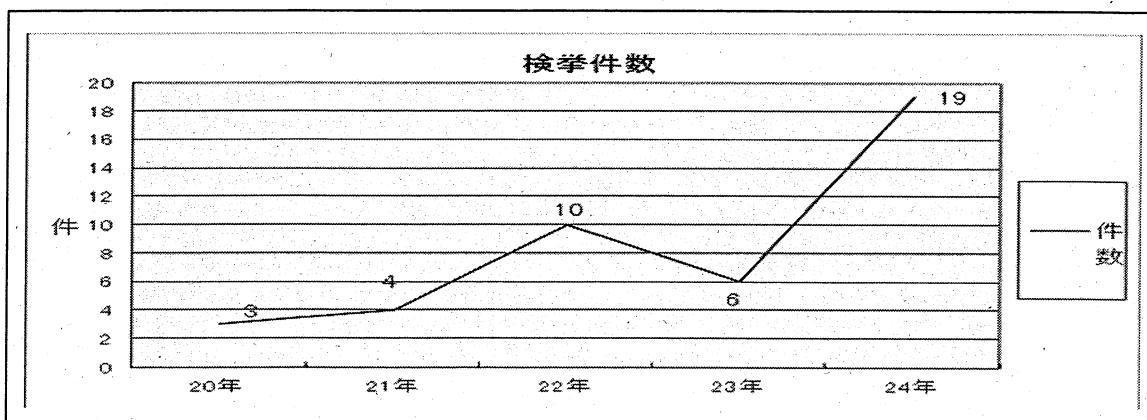
件数は、統計を取り始めた平成21年度は50件でしたが、平成24年度には125件にまで増加しています。

○本県の通報件数（※DV支援センター計）



また警察においては、被害者の意思を尊重しながら暴力の制止や検挙、指導・警告、被害者への被害の防止に関する措置の教示などを行っています。配偶者からの暴力に係る検挙件数は、平成20年においては3件でしたが、平成24年には19件と大幅に増加しています。

○本県の配偶者暴力に係る検挙件数（※福井県の治安情勢（平成24年）より）



(2) 配偶者等からの暴力に関する実態調査の結果

本県が実施した「配偶者等からの暴力に関する実態調査」※（以下「県民実態調査」という。）では、次のような結果がでています。

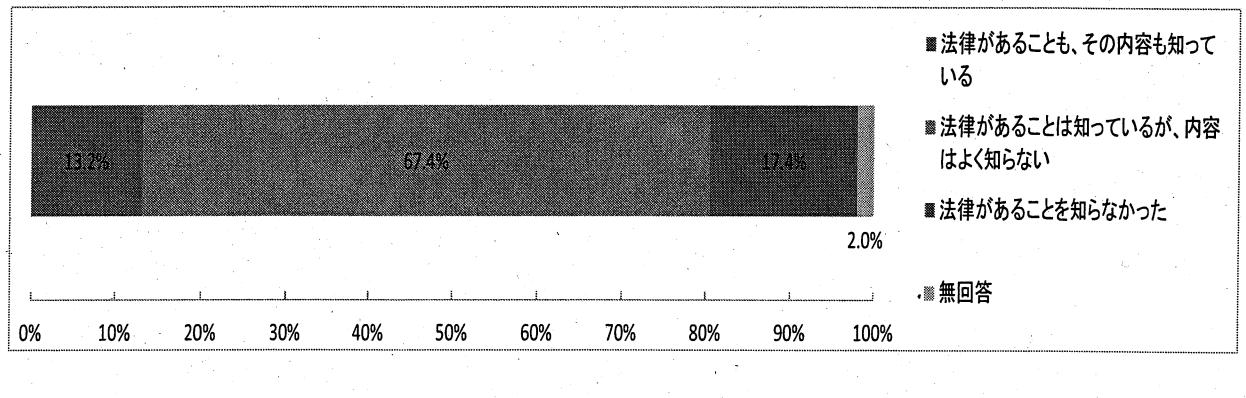
※県民実態調査：県民4,000名を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送により平成25年7月実施（回答率41.2%）

《県民実態調査結果の概要》

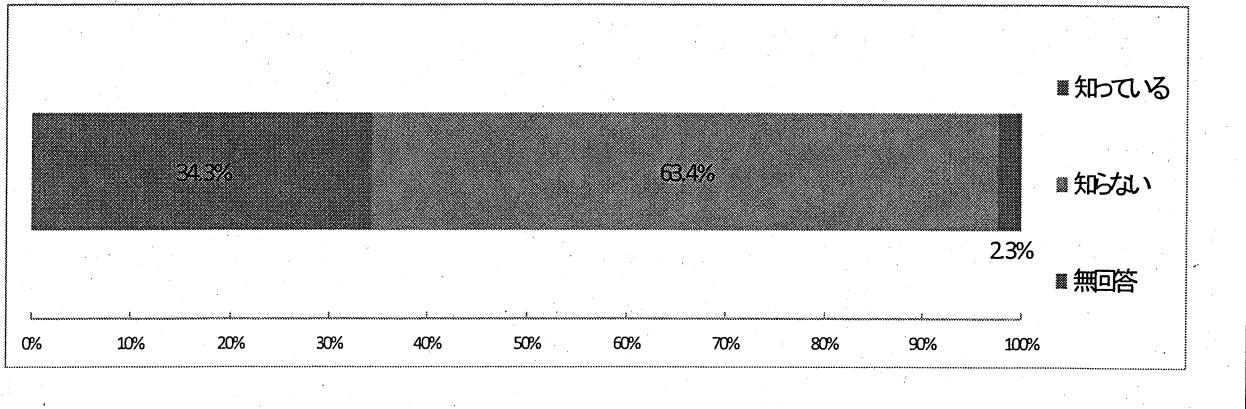
○DV防止法の認知度等

本県のDV防止法の認知度（性別無回答も含めて集計）は約8割（80.6%）と高くなっている一方、相談窓口について知らないと回答した割合も高く（63.4%）なっています。

DV防止法の認知度（福井県）

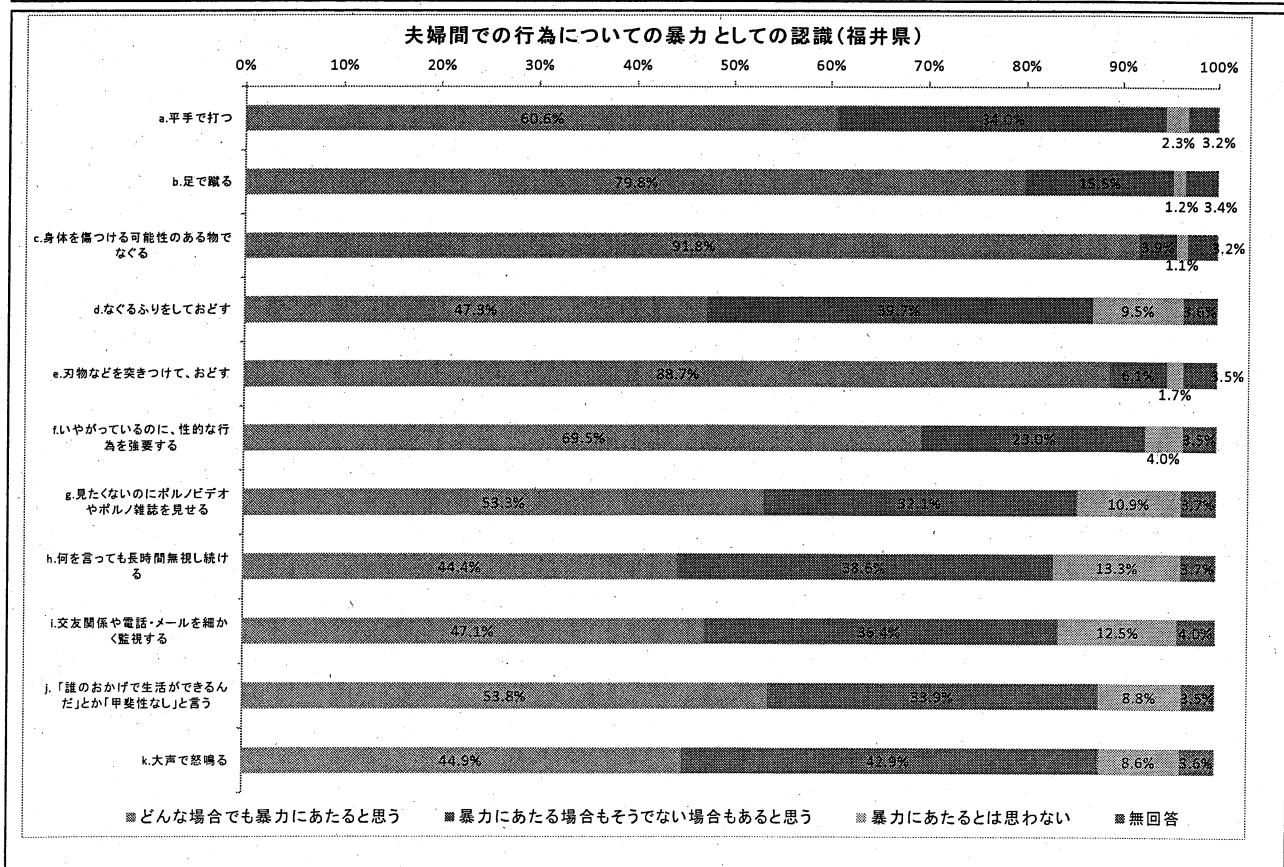
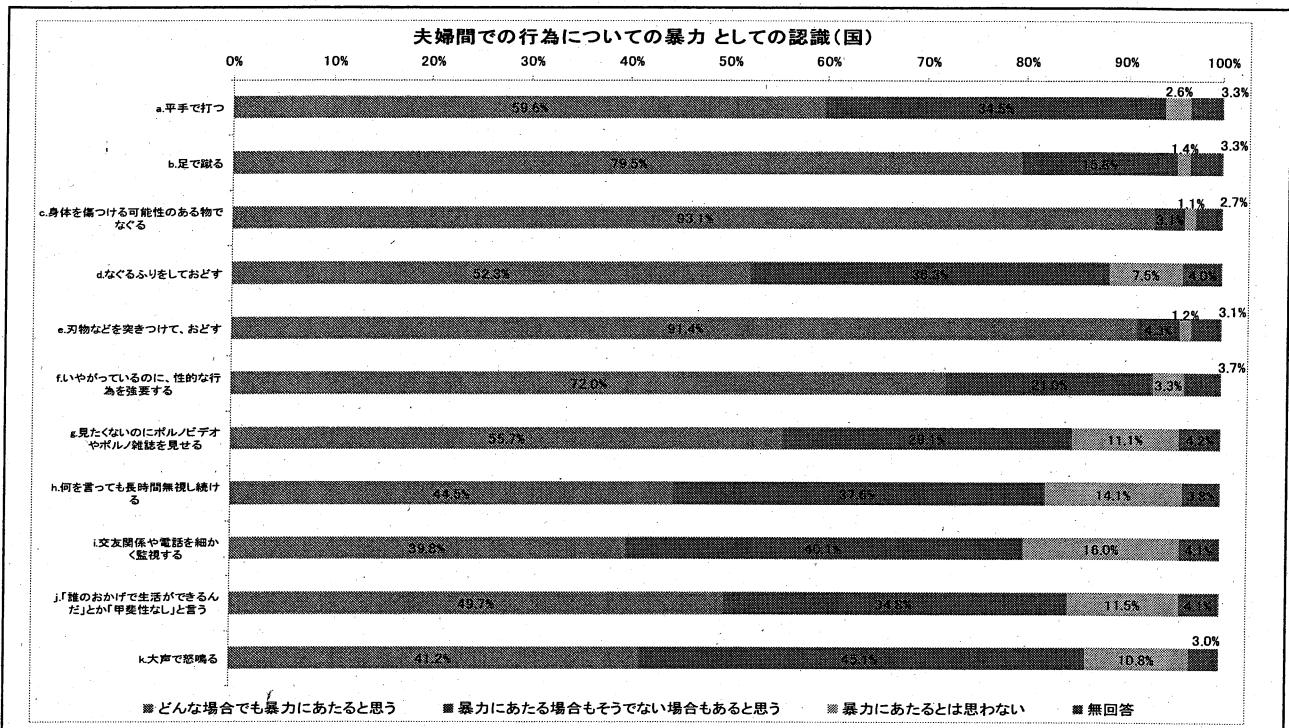


相談窓口の認知度（福井県）

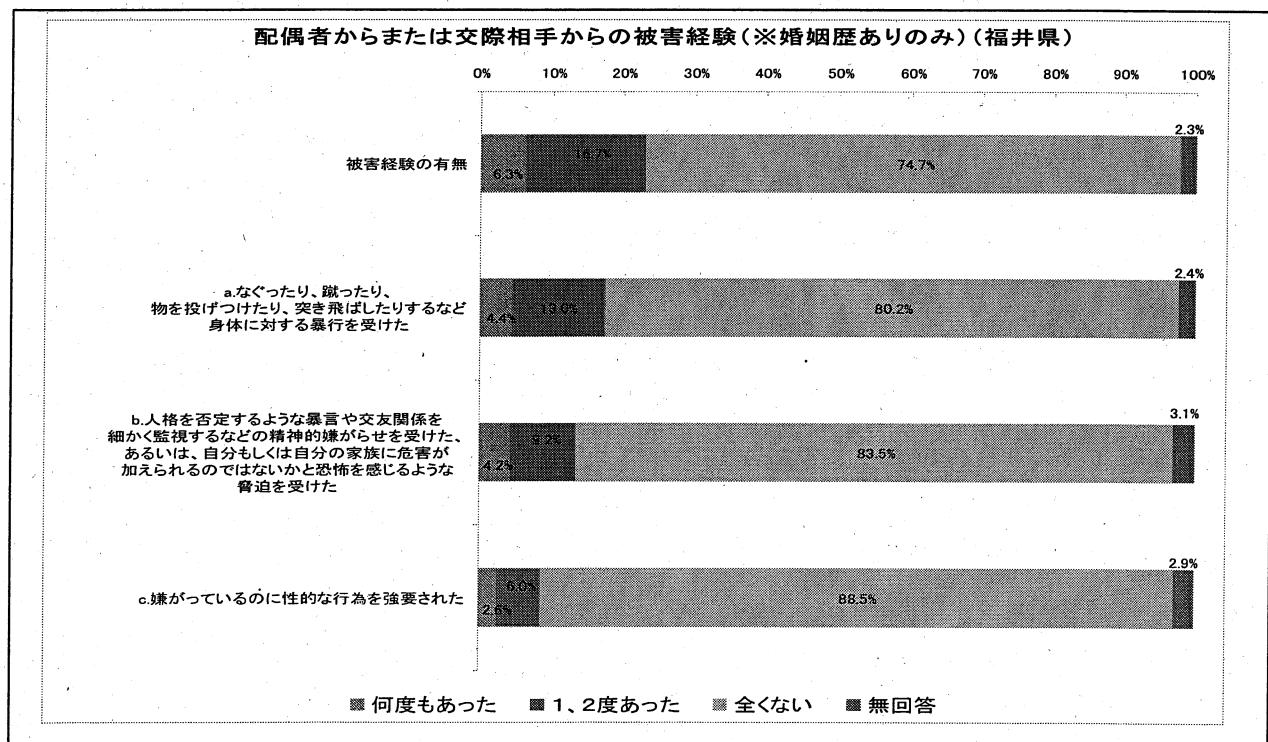
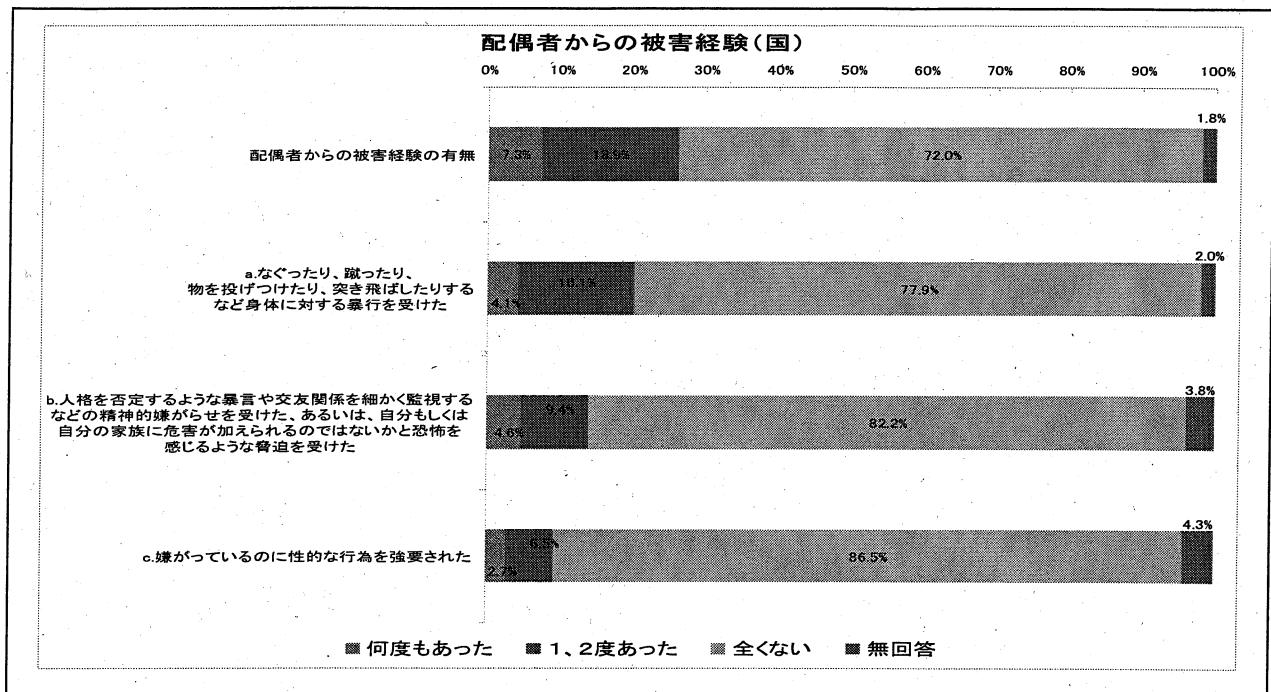


○暴力としての認識

直接的な暴力だけでなく、精神的な行為（h 長時間無視し続ける、i 交友関係の細かい監視等）も暴力ですが、これらを「暴力」として認識する割合は、全国も本県も4～5割にとどまっており、まだ低い状態にあります。

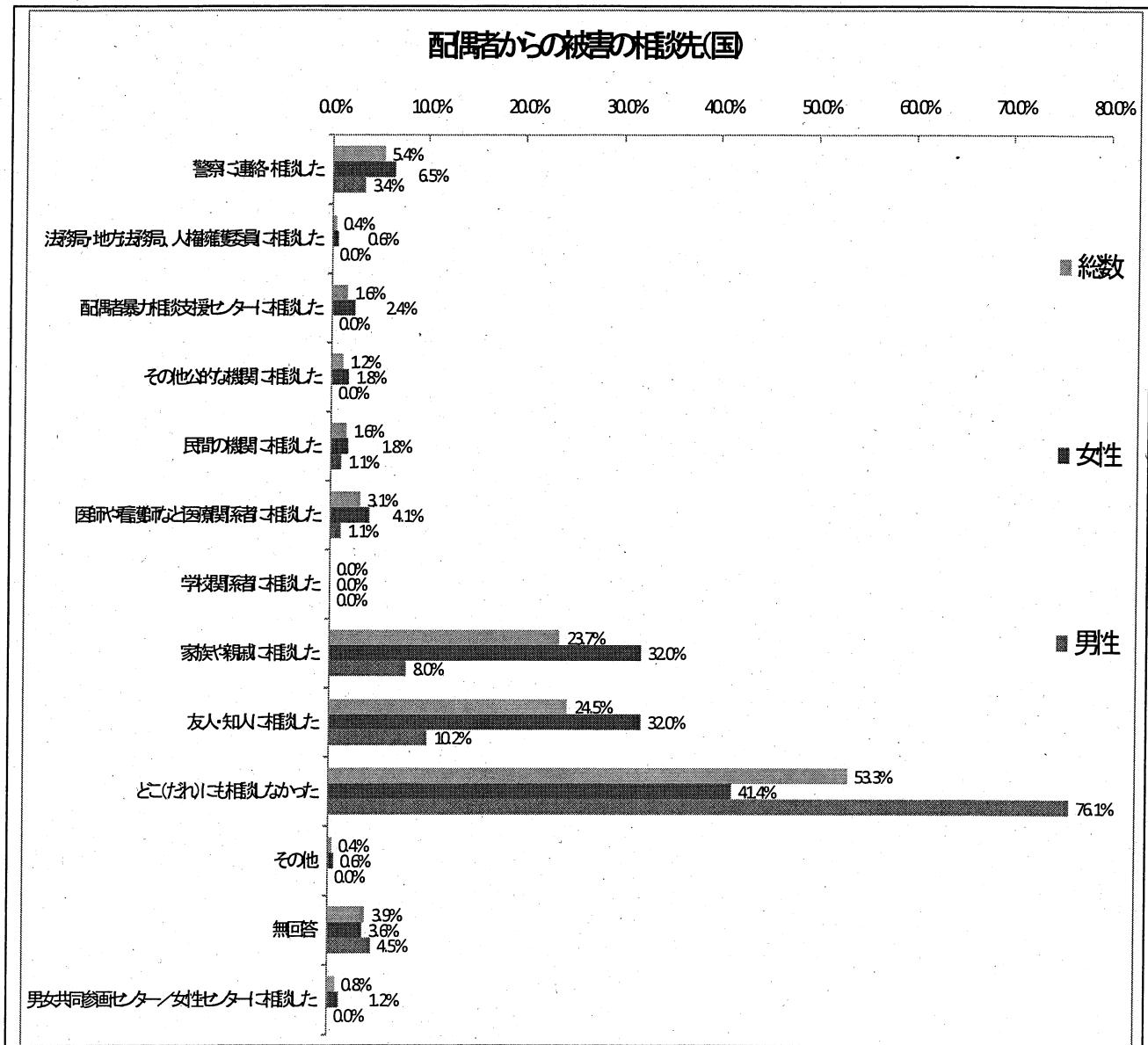


これまで結婚したことがある者のうち、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した割合（23.0%）は、全国調査（26.2%）と比べると低くなっています。

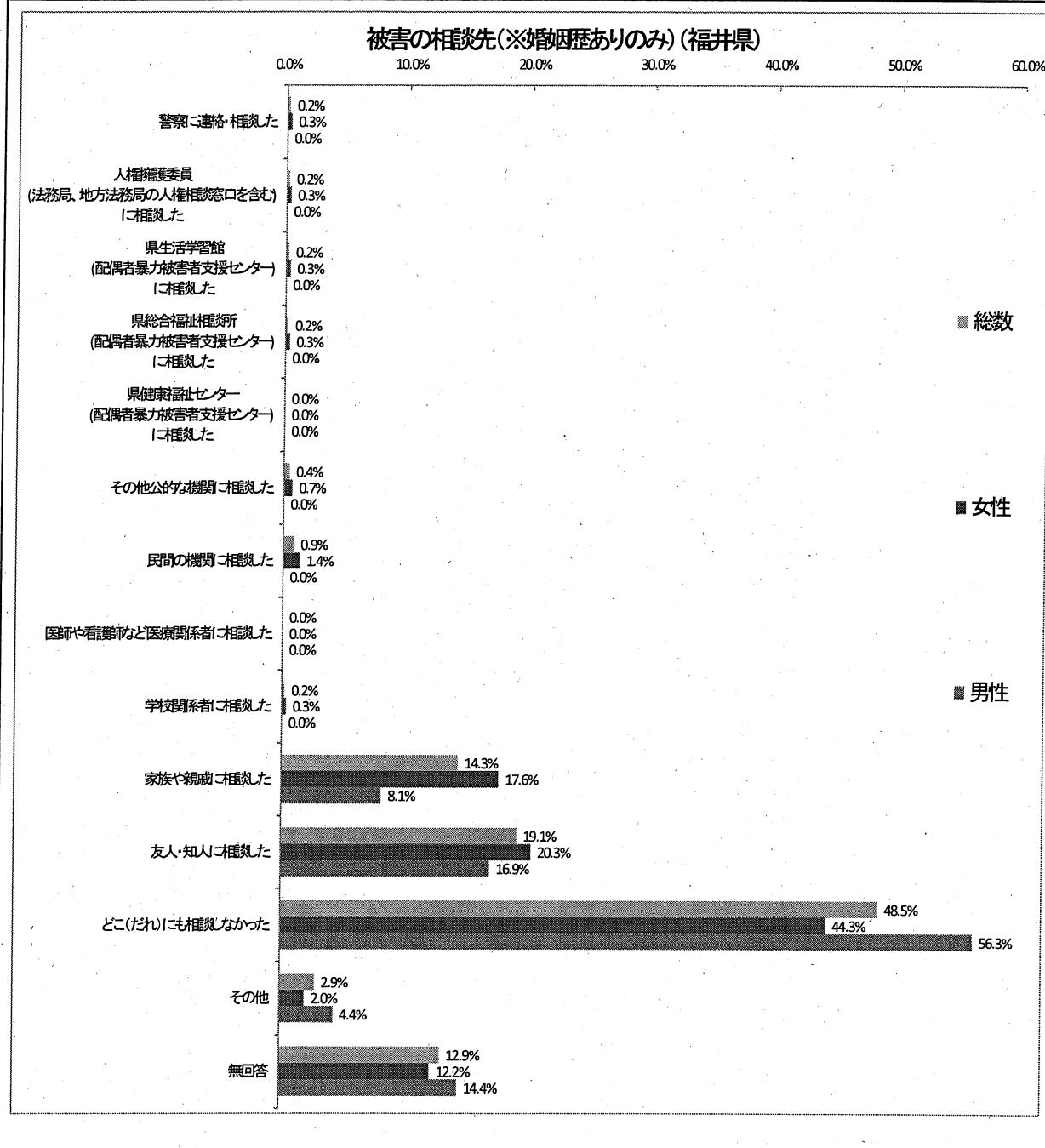


○被害の相談先

被害を受けた場合でも、本県では約半数（48.5%）がどこ（だれ）にも相談していないませんが、全国調査（53.3%）と比べると若干低くなっています。



被害の相談先(※婚姻歴ありのみ)(福井県)

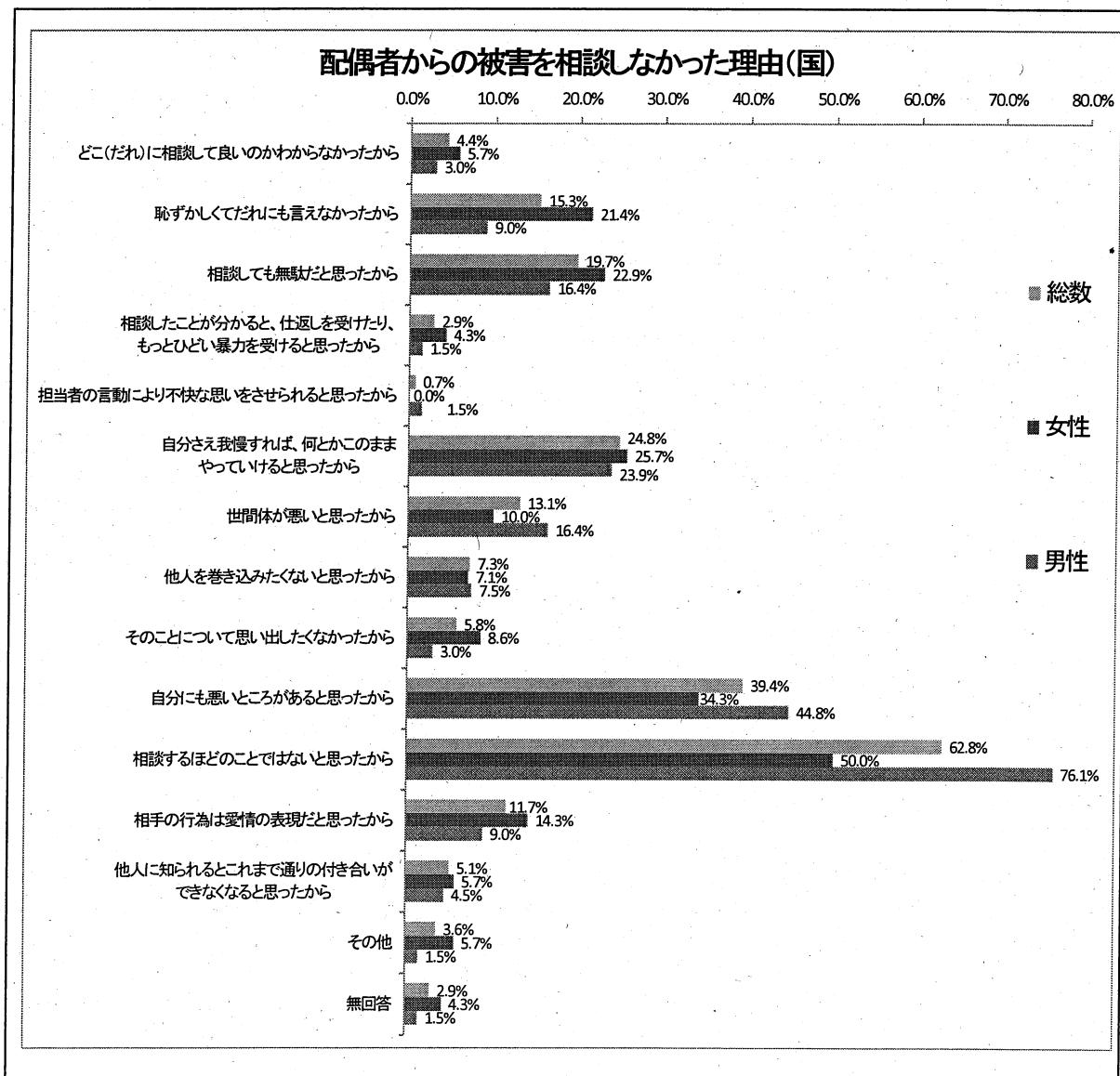


○相談しなかった理由

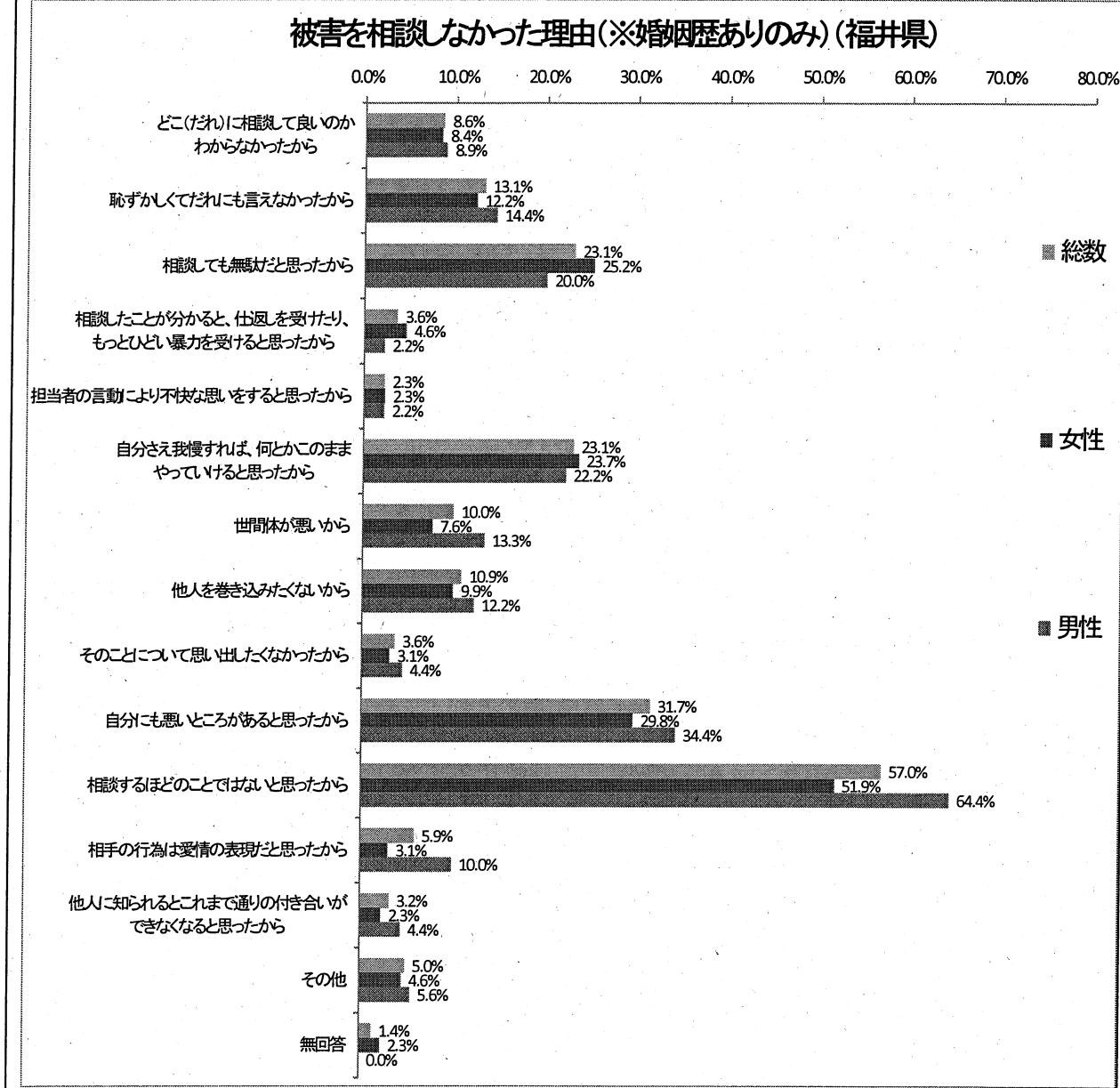
被害を受けても相談しない理由で最も多いものは、全国調査（62.8%）と同様「相談するほどのことではないと思った」（57.0%）という回答でした。

「どこに相談すればよいか分からぬ」と回答した割合（8.6%）は、全国調査（4.4%）と比べると約2倍となっています。

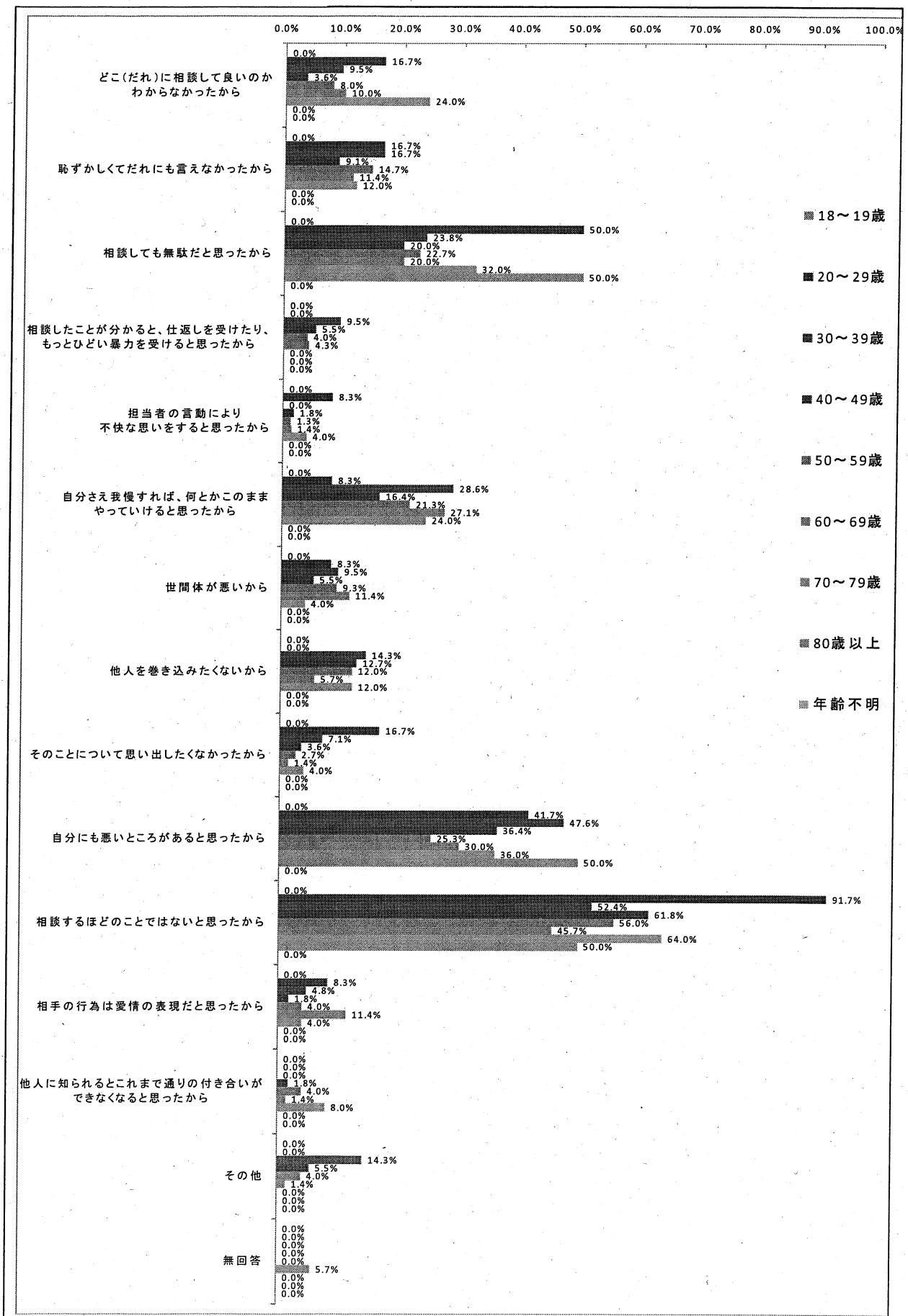
また、他の世代と比べると20代は「相談するほどのことではない」等の回答が多くなっています。



被害を相談しなかった理由(※婚姻歴ありのみ)(福井県)

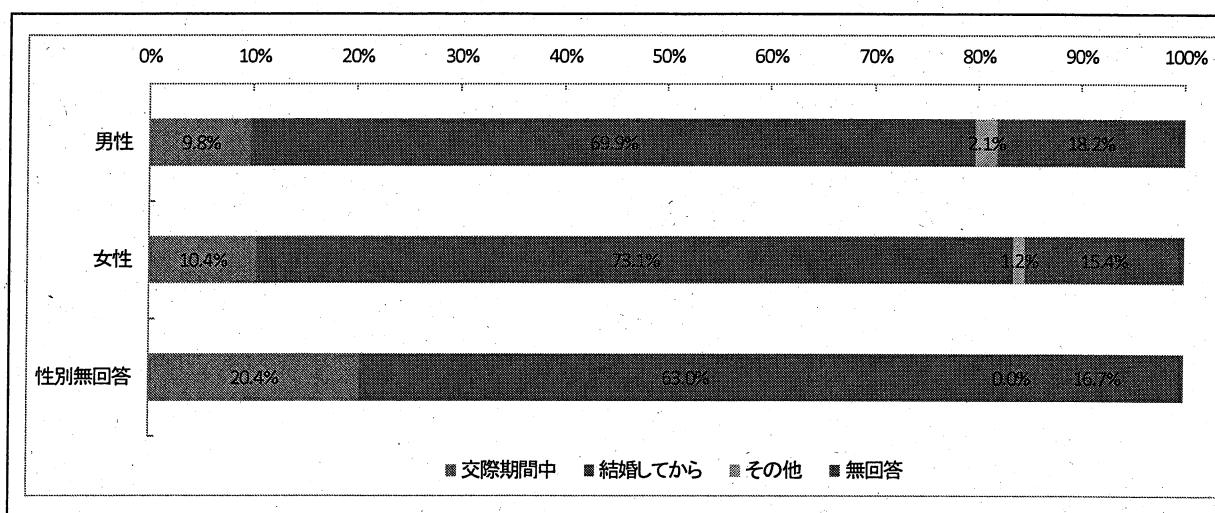
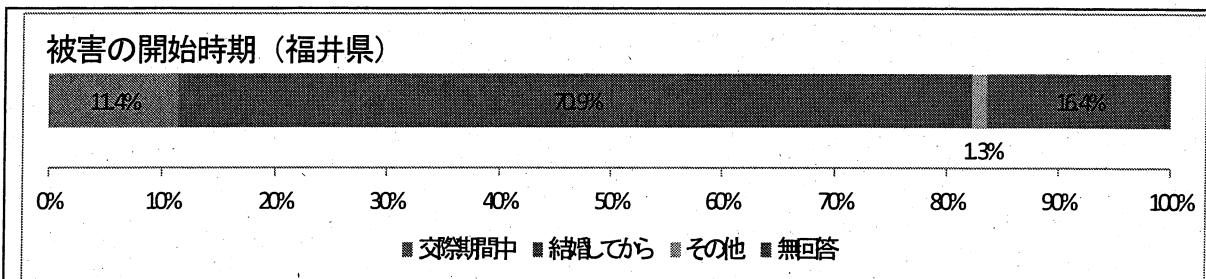


年齢別相談しない理由（福井県）



○被害の始まった時期

被害の約1割（11.4%）は交際期間中から始まっており、男女間に大きな違いはありません。



(3) 一時保護・保護命令

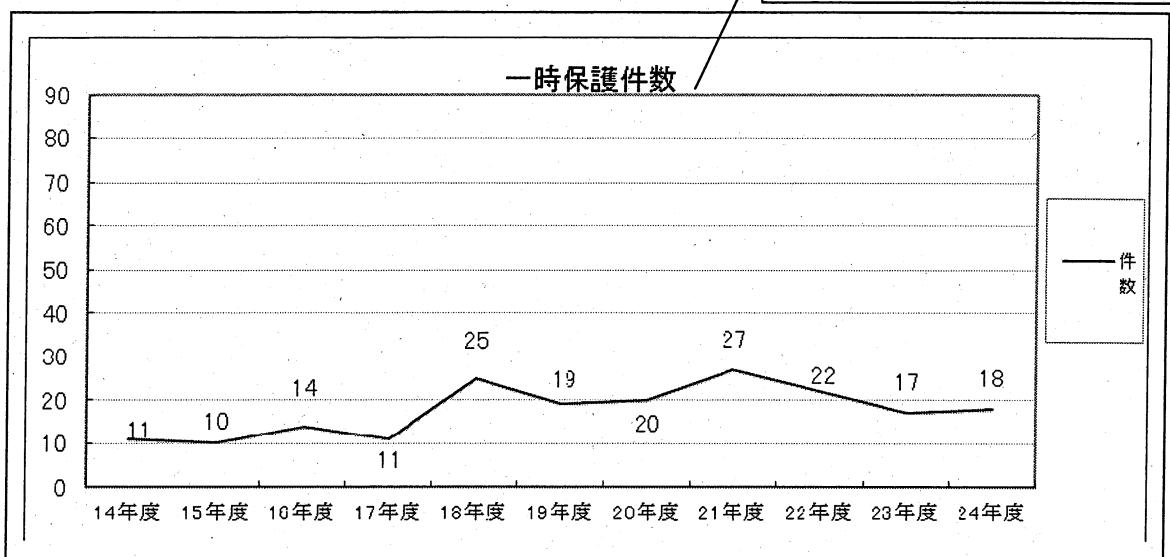
【一時保護】

配偶者の暴力から緊急避難する「一時保護」の利用件数は、平成14年度から平成24年度の10年間は10件から27件の間で推移しており、特段の傾向は見られません。

なお、平成23年度の一時保護件数は17件で全国44位（平成23年度全国平均件数：89.5件）、人口10万人当たりの一時保護利用件数は2.1件（全国38位）となっています。

○一時保護件数 (※一時保護所資料)

89.5 件 = 平成 23 年度の全国平均



【保護命令】

保護命令はDV防止法に基づき、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対し発するもので、被害者やその子どもの安全を図る上で一時保護と並んで非常に有効な制度です。

福井地方裁判所からの保護命令件数は、平成14年度は6件、平成24年度は15件となっています。(平成24年度全国平均件数：52件)

DV防止法施行後から平成24年度までの本県の保護命令の累計件数は109件と全国最小、人口10万人あたりの件数も13.5件(全国37位)と全国と比べると低くなっています。

また、平成24年度の相談件数に対する保護命令件数の割合は1.2%で、全国(2.7%)と比較すると低くなっています。(低い方から数えて全国7位)

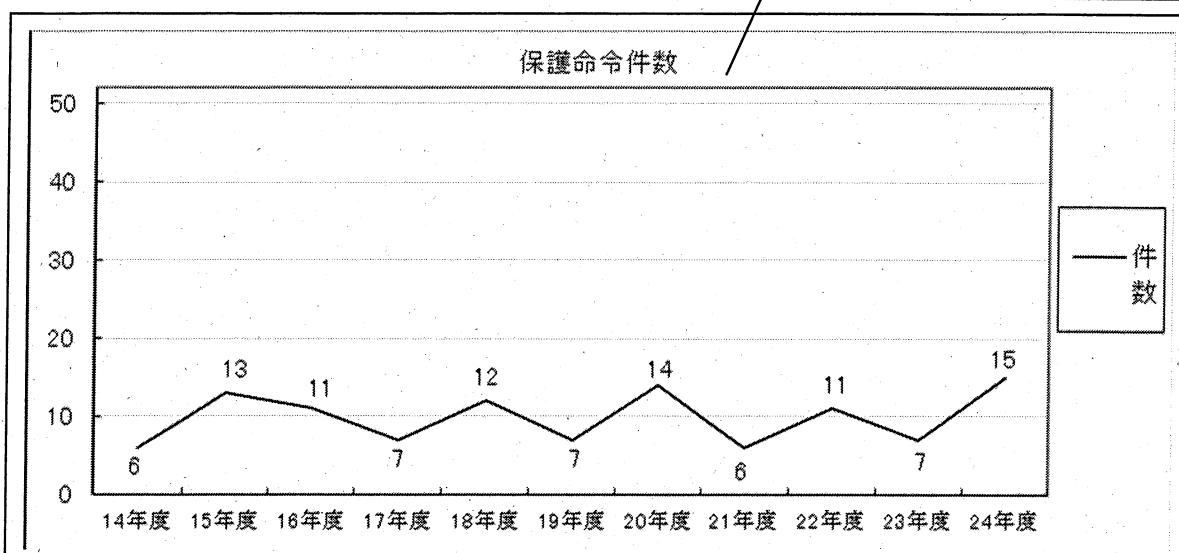
★保護命令

被害者が、加害者からの身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれがあり時に発せられる。

被害者への接近禁止命令、電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令がある。命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

○保護命令件数（※最高裁判所資料より作成）

52件 = 平成24年度の全国平均



配偶者からの暴力防止や被害者保護についての主な課題

(1) 相談員・窓口担当者の質の向上

○男性向け相談体制の整備

DV支援センターには、件数は少ないものの配偶者からの暴力に関する男性からの相談があり、DV支援センターからは「男性専用の相談窓口を設置したほうがよい」との声が寄せられています。

本県においては性別を問わず相談を受け付けていますが、全国的にも男性向け相談窓口の整備が徐々に進んでいる中、配偶者からの暴力に悩む男性被害者からの相談、さらには配偶者への暴力の重篤化、配偶者への暴力の再発防止の観点からも「暴力を止めたい」と悩む加害者に対する相談など、男性も相談しやすい環境を整備する必要があります。

○相談員、窓口対応者の能力向上と連携

配偶者暴力の被害者や支援団体から、「配偶者からの暴力に関する相談窓口やその他の行政機関の窓口における対応が機関により違いがある」との意見があります。

また、配偶者からの暴力に関する支援策の整備が進んできた一方で、その施策が関係機関に十分に周知されていないものもあります。さらに近年、被害者の住所が加害者に漏れ、事件へと発展する事案が全国的に発生しています。

被害者は、自分は被害者であることを打ち明げずに医療保険や年金、子どもの通学手続き等に各窓口を訪問することが多く、また、配偶者からの暴力を一つの機関だけで解決することは困難であるため、各機関が配偶者からの暴力に対する認識をしっかりと持ち、被害者の安全確保の面からも、迅速かつ円滑に関係機関が連携することが重要です。

配偶者からの暴力に関する相談窓口はもちろんのこと、各種手続きに係る関係機関の職員が、配偶者からの暴力に関する支援施策や対応方法、厳正な個人情報管理の必要性について理解を深めるほか、個人情報の流出に留意しながらも、情報交換や効果的支援策を互いに相談し合える、顔の見える関係を構築するなど、相談員や窓口対応者の能力向上や連携強化が必要です。

○医療関係者からの通報

医師や看護師などの医療関係者は、日常業務を行う中で配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見、被害者に対する相談窓口の情報提供、さらにはDV支援センターへの通報等被害者の早期支援へつなげていく役割が期待されています。

このため、配偶者からの暴力により負傷した患者を発見したときは、警察やDV支援センターに通報することができる事が、DV防止法に定められています。

しかし、医師等からのDV支援センターへの通報は少なく、今後、医師等医療関係者との連携を深め、配偶者からの暴力についての基礎知識や医療関係者に期待される役割に対する認識を一層深めていく必要があります。

(2) 被害者の自立に向けた支援

○住宅の確保

配偶者からの暴力の被害者の自立には、就業をはじめ多くの支援が必要ですが、まず第一歩として住宅の確保が重要です。

県では、一時保護所を退所した後すぐには自立生活に移れない被害者が自立に向けた準備をするための中間的な施設である「ステップハウス」を確保しています。

全国的にみるとステップハウスを整備している都道府県はまだ少なく、本県は一步進んだ状態ではありますが、一層の利用促進を図るため、より使いやすい入居要件へと見直しが必要です。

○被害者に同伴する児童への支援

家庭内で起こる配偶者からの暴力は、一緒に生活している子どもの心に深刻な影響を与えます。

このため、平成16年の児童虐待防止法改正により、子どもの前で行われる配偶者からの暴力は「児童虐待」に当たるとされました。特に、一時保護所に保護されるような深刻な配偶者からの暴力の被害者が同伴する児童は「児童虐待」が疑われ、心に傷を負っている可能性が高いため、こういった児童に対する丁寧な心のケアが必要です。

(3) 県民の理解促進と教育の推進

○相談窓口の周知やDVに関する正確な知識や認識の普及

県民実態調査によれば、被害を受けても相談しない理由は全国調査(62.8%)と同様「相談するほどのことではないと思った」(57.0%)と回答した割合が最も多くなっています。

また、「どこに相談すればよいか分からない」と回答した割合(8.6%)は、全国調査(4.4%)の約2倍となっています。

本県の相談件数は毎年増え続けていますが、このように一方で「相談するほど

ではない」「我慢すればよい」と考え、相談しない被害者も多数存在しています。

被害者がより声を上げやすい環境の整備を進めるため、配偶者からの暴力や相談窓口に関する啓発活動を長く着実に展開し、県民の理解と関心を高めるとともに、相談窓口や配偶者からの暴力に関する正確な知識を周知することが必要です。

【相談しない理由】		
(婚姻歴なしも含む)	相談する程でない	: 56.2%
	自分で我慢すればよい	: 22.4%
	恥ずかしくて誰にも言えない	: 12.8%
	どこに相談すれば良いかわからない	: 9.6%

H25年7月 県民実態調査

○被害の未然防止に向けた若年層への教育

県民実態調査によれば、交際期間中から配偶者からの暴力が始まったと回答した割合が11.4%との結果が出ています。

また、10～20代は配偶者からの暴力の相談窓口を知らないと回答した割合が70%以上と、県民全体の割合(63.4%)と比べて高くなっています。

男女交際が活発化する高校生などの若年層への積極的な働きかけが必要となっています。

(4) 民間団体の支援

○被害者を支援する民間団体の活動支援

夜間電話相談やシェルターの運営など被害者の支援活動を行っている民間団体が県内にあります。

通勤やその子どもの通学の継続など、被害者の多様なニーズに対応するためにこうした民間団体が運営する施設も必要であり、引き続き利用者の安全確保や施設の環境整備のための支援を考えていく必要があります。

第3章 計画の基本的方向

配偶者からの暴力とは、単なる夫婦げんかや対等な立場にある個人間のもめごととは異なり、一方が暴力によって他方を支配する行為です。

配偶者からの暴力は、暴行、傷害といった犯罪となる行為を含む重大な人権侵害ですが、夫婦という親密な関係の中で起こるために潜在化しやすく、外部からは気づきにくいという特徴があります。

また、配偶者からの暴力は被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な悪影響を与えます。

そこで、以下の基本的視点に立って、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する施策を進めていきます。

1 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を進める上での基本的視点

性別にかかわりなく県民すべての人権が尊重され、安全に安心して、地域社会に生きていくことができるよう、以下の基本的視点のもと施策に取り組みます。

- 配偶者からの暴力は、重大な人権侵害である。
- 被害者は自分の意思に基づき、安全に安心して自分らしい生活をする権利がある。
- 被害者が自立した生活を営むことができるまで途切れることのない支援を講ずる。
- 被害者の子ども等も被害者として保護・支援する。
- 支援に際しては国籍、性別、年齢、障害の有無等を問わず、被害者の人権に十分配慮した対応を行う。
- 配偶者からの暴力の防止と自立支援を含め被害者の適切な保護は行政の責務である。
- 施策の展開に当たり、県、市町等の関係機関をはじめ、民間団体や企業が連携、協働する。
- 配偶者からの暴力を容認しない社会をつくるため、幼児期からの一貫した暴力を許さない教育と普及啓発を行う。

2 基本目標と施策の体系

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を進める上での基本的な視点や本県におけるこれまでの取組み、国の動き、配偶者からの暴力対策における課題を踏まえ、本計画では5つの基本目標を定め、それについて取組みを進めていきます。

基本目標

基本目標Ⅰ 被害者が安心して相談できる体制づくり

被害の早期発見や適切な通報が行われるとともに、すべての被害者が安心して相談することができる体制をつくります。

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保に関する取組みの充実

すべての被害者が危害を加えられることなく、安全に保護されるよう、警察とも連携し、加害の抑止など被害者の安全確保に関する取組みを充実します。

基本目標Ⅲ 被害者への途切れることのない自立支援

被害者が平穏で自立した生活を営むことができるよう、被害者に対し自立に向けた途切れない支援を行います。

基本目標Ⅳ 関係機関、民間団体との連携協力

被害者に対する相談と保護、自立支援等を適切かつ迅速に進めるため、関係機関や民間団体との連携、協力を進めます。

基本目標Ⅴ 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

幼児期からの一貫した人権教育や県民への普及啓発、高校生や大学生など若年層への教育、さらには警察による抑止などを通じて、配偶者などからの暴力を許さない社会づくりを進めます。

～ 本計画における施策体系～

基本目標	実施項目	実施施策
I 被害者が安心して相談できる体制づくり	①被害の早期発見と通報	(1) 被害の発見と通報に関する県民の理解促進 (2) 医療関係者への働きかけ (3) 保健、福祉、教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ (4) 関係する地域ネットワークの活用（後掲） (5) 警察の対応
		(1) 相談・支援に関わる関係機関の役割と連携の明確化 (2) 相談窓口や保護・支援に関する十分な情報の提供と浸透 (3) 災害時や夜間休日における相談 (4) 市町の相談・支援体制の充実 (5) 相談員等の安全確保と心のケア (6) 男性向け相談体制の整備 (7) 外国人向け相談体制の確保
		(1) 職務関係者向けマニュアルの充実 (2) 職務関係者の資質と意識の向上 (3) 苦情処理の仕組みづくり
		(1) 保護体制における関係機関の役割と連携の明確化 (2) 保護のための体制整備と警察と連携した加害の抑止や安全性の確保 (3) 同伴児童へのケアも含めた一時保護期間中の支援充実 (4) 保護の広域的対応の円滑な実施 (5) 高齢者施設、障害者施設との連携 (6) 安全確保のための被害者の個人情報保護
		(1) 公営住宅の活用促進 (2) 住宅の確保に向けた支援 (3) ステップハウスの積極的な活用
	②生活再建のための支援	(1) 支援制度に関する情報提供と十分な活用 (2) 就労に関する情報提供と関係機関との調整 (3) 被害母子に対する生活支援 (4) 医療保険および公的年金に関する情報提供
II 被害者の安全確保に関する取組みの充実	①被害者の安全確保	
III 被害者への途切れることのない自立支援	①住宅の確保に向けた支援	
	②生活再建のための支援	

基本目標	実施項目	実施施策
III 被害者への途切れることのない自立支援	③法的な手続きについての支援	(1) 保護命令制度の活用 (2) 日本司法支援センター(法テラス)や民事法律扶助制度の周知等
	④心のケアに対する支援	(1) 心理的被害に対するケア (2) 被害者自助グループとの連携
	⑤被害者の子どもに対する支援	(1) 心理的被害に対するケア (2) 学校等における被害拡大の防止と就学等支援 (3) 児童相談所等との連携推進
IV 関係機関、民間団体との連携 協力	①関係機関とのネットワークの構築	(1) 配偶者暴力対策ネットワークの構築 (2) 関係する地域ネットワークの活用 (3) 保護の広域的対応の円滑な実施(再掲)
	②市町、事業所、民間団体等による被害者支援体制の推進	(1) 市町における取組みの推進と連携協力の強化 (2) 事業所、民間団体における理解の促進と被害者への配慮 (3) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携 (4) 被害者支援団体や自助グループの活動支援等
V 暴力を許さない社会づくり 配偶者などからの	①正確な認識を深めるための普及啓発	(1) 県における普及啓発の推進 (2) 市町における普及啓発の促進
	②若年層へのDV防止教育	家庭や学校等におけるDV防止教育の推進
	③警察と連携した未然防止等と加害者への対処	(1) 暴力の未然防止等と組織的対処 (2) 加害者更正対策
VI 計画の推進体制		(1) 配偶者暴力対策連絡会議 (2) 福井県男女共同参画審議会

第4章 具体的な施策

基本目標Ⅰ 被害者が安心して相談できる体制づくり

実施項目 ① 被害の早期発見と通報

[現状と課題]

配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多いため、外部から発見することが困難である上、被害者自身も家庭や職場の事情、加害者からの報復、今後への不安など様々な理由から、外部に支援を求めるなどを長期間ためらったり、一旦支援を求めても、加害者のもとへ戻ったりを繰り返したりする傾向があります。

そのため、日常業務を行う中で被害者を発見しやすい医療・保健や福祉の関係者、子どもの態度や言動から被害を発見しやすい教育関係者など周囲の人たちが、事態が深刻化する前のできるだけ早い時期に配偶者からの暴力の被害に気づき、被害者に相談・保護・自立支援策等の情報を提供することが求められます。

ただし、その際には加害者に気づかれ被害者を危険にさらすことのないよう、安全に最大限配慮する必要があります。

また、DV防止法では、被害に気づいた第三者がDV支援センターや警察官に通報するよう努めることも求められています。その場合にも、できる限り被害者の意思を尊重することが大切です。

○主な実施施策

(1) 被害の発見と通報に関する県民の理解促進

県民が早期に被害に気づき、被害者に適切な援助が行えるよう、配偶者からの暴力の問題への関心や理解を深める機会を増やすとともに、DV防止法における発見・通報に関する規定の周知を図ります。

○配偶者からの暴力に関するパンフレット等の作成と活用 【男女参画・県民活動課】

(2) 医療関係者への働きかけ

配偶者からの暴力を発見しやすい医療関係者には、被害の発見や通報への役割が期待されているため、日常業務を行う中で被害者を早期に発見し、被害者への相談窓口等の情報提供やDV支援センターまたは警察官への適切な通報を行ってもらえるよう、医療関係者と協力して被害の発見や通報対応に関するマニュアルを作成し、配偶者からの暴力の被害者の心理の特徴や配偶者からの暴力に関する基礎知識、医療関係者に期待される役割等について周知を図ります。

○医療関係者等と協力した被害発見・通報マニュアルの作成

【男女参画・県民活動課、県警本部】

○初期臨床研修時などの医師教育の場における通報マニュアルを活用した通報方法等の研修 【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、地域医療課】

(3) 保健、福祉、教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ
家庭との接触が多い保健・福祉関係者や教育機関における職務関係者、地域住民と密接に関わる民生委員・児童委員、人権擁護委員等に、被害の早期発見、被害者への適切な情報提供、支援機関への橋渡しなどを担ってもらうため、関係機関との連携に努めます。

○研修会などの機会をとらえた幼稚園教諭や保育士への周知

【男女参画・県民活動課、大学・私学振興課、子ども家庭課、義務教育課】

○民生委員・児童委員、人権擁護委員に対する研修の実施【男女参画・県民活動課、地域福祉課】

(4) 関係する地域ネットワークの活用（後掲 IV①(2)）

(5) 警察の対応

警察は、生活安全部門と刑事部門合同の専門チームを立ち上げ、危険性判断チェック票を活用しながら通報の危険性・切迫性を踏まえ、被害者保護を最優先した、暴力の制止や被害の拡大を防止するための対応を行います。【警察本部】

実施項目 ② 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

被害者は元気に振る舞っていても、いつまた始まるかもわからない暴力への不安と恐怖を抱えながら生活しています。この苦しみから解放されるには、いつでも安心して相談ができ、住宅確保や生活支援など、個々の被害者に応じた適切な支援が受けられる体制が必要です。

また、DV支援センター、警察、福祉事務所等の県、市町の関係機関の他、裁判所や民間被害者支援団体など多くの機関や職務関係者が連携して、被害者それぞれの実情にあった支援を行う必要があります。

さらに、相談・支援体制をより一層充実させるため、被害者に最も身近な行政主体である市町におけるDV支援センター設置の働きかけや男性も相談しやすい環境の整備が必要です。

なお、被害者は国籍に関わらず支援を受けられますが、外国人は言語が壁となり支援情報を入手しにくいため、情報提供について配慮が必要です。

○主な実施施策

(1) 相談・支援に関わる関係機関の役割と連携の明確化

被害者や被害に気づいた第三者からの相談に速やかに応じ、被害者の自立支援を適切に進めるため、関係機関や職務関係者等のそれぞれの役割や責任、具体的な支援内容等の明確化を図り、相互連携を一層強化します。

○詳細で実効性ある「DV関係機関連携マニュアル」の作成【男女参画・県民活動課】

【相談・支援における関係機関等】

県生活学習館、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、県人権センター、児童相談所、市福祉事務所、県・市町関係課、母子生活支援施設、警察、司法機関、社会保険事務所、教育機関、民生委員・児童委員、人権擁護委員、国際交流協会、民間支援団体等

(2) 相談窓口や保護・支援に関する十分な情報の提供と浸透

相談窓口や保護・支援に関する十分な情報を発信し、県民への浸透を図ります。

また、DV支援センターは、被害者が心や身体の痛手を回復し、安心して自立した生活を送ることができるよう必要な情報を収集し、情報提供するとともに、被害者へ適切な対応が図られるよう、他の相談機関、行政、警察、医療機関等に対しても支援等の情報提供を行います。

○警察や児童虐待関係部局と連携した啓発キャンペーン

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、警察本部】

○配偶者からの暴力に関するパンフレット等の作成と活用（再掲 I ① (1)）

(3) 災害時や夜間休日における相談

夜間や休日に発生する配偶者からの暴力の相談に即座に対応するため、夜間、休日における相談を引き続き実施します。

また、災害時には避難所などへ配偶者からの暴力の予防に関する注意喚起や、相談窓口の周知を図ります。

○DV支援センター等での夜間休日相談の実施【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、警察本部】

○避難所や仮設住宅に対する相談窓口の周知【男女参画・県民活動課】

(4) 市町の相談・支援体制の充実

市町にDV支援センターの設置の働きかけを行うほか、配偶者暴力に係る県の相談や支援事業について周知し、その利用を促すとともに、市町との連携に努めます。

○市町におけるDV支援センター設置の働きかけ【男女参画・県民活動課】

○配偶者暴力に係る県事業の利用促進【男女参画・県民活動課】

○基礎的な知識を学ぶ初任者研修の実施【男女参画・県民活動課】

(5) 相談員等の安全確保と心のケア

相談員等が、被害者から深刻な被害状況等について数多くの話を聞くうち、自らも同様の心理状態に陥る「代理受傷」を体験したり、納得いく解決策を容易に見出せず、無力感、虚脱感を感じるようになる「バーンアウト（燃えつき症候群）」状態に陥ることがあります。

そこで、適切な被害者支援を行えるよう、相談員等自身が心身ともに健康な状態で相談を行うための相談員等のメンタルヘルスケアの充実や、複雑な困難な事例への専門家からのアドバイスを行います。

○スーパーバイザーモードの柔軟な運用と充実【男女参画・県民活動課】

○相談員同士による事例検討（ケースカンファレンス）の実施【男女参画・県民活動課】

○精神保健福祉センターの利用【障害福祉課】

【スーパーバイザー】

高度な知識経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行う者

(6) 男性向け相談体制の整備

DV支援センターでは、現在も相談者の性別に関わらず配偶者暴力についての相談を行っていますが、これに加えて男性専用相談日の設定や相談員に対する研修の実施など、精神保健福祉センターとも連携して、男性被害者などが相談しやすい環境を整備します。

- 配偶者暴力に関する男性専用電話相談の実施【男女参画・県民活動課】
- 相談員に対する研修【男女参画・県民活動課】
- 加害者更生プログラム研究等の情報収集（後掲V③（2））
- 加害者更生のための支援方法等の研究（後掲V③（2））

(7) 外国人向け相談体制の確保

外国人が配偶者からの暴力に関する認識を深め、相談、保護、自立支援策とその窓口について十分に理解できるよう、外国語による情報提供を行います。

また、相談窓口など関係機関において、外国人被害者が職員と意思疎通できるよう通訳を確保します。

- 外国人向け相談の実施【男女参画・県民活動課】
- 外国語によるパンフレット作成、配布【男女参画・県民活動課】
- 外国語通訳の確保【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、観光振興課】

実施項目 ③職務関係者の資質向上と二次的被害の防止

[現状と課題]

相談や支援に携わる職務関係者は、それぞれの立場において被害の特質を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められています。

また、職務関係者や支援者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与える「二次的被害」を防止するためにも、職務関係者の「配偶者暴力は自分たちの問題である」との意識、被害者の置かれた環境や心身の状態および配偶者暴力の特性などについての深い理解、秘密の保持への十分な配慮が必要です。

さらに、職務関係者が職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理することが必要です。

○主な実施施策

(1) 職務関係者向けマニュアルの充実

被害者からの相談、保護、自立支援に携わるすべての職務関係者が、一貫して適切かつ迅速な対応ができ、被害者に二次的被害を与えないよう、また加害者からの追及に対して、職務関係者が組織として対応できるよう、実務に役立つノウハウを盛り込んだ詳細な職務関係者向け対応マニュアルを作成します。

- 詳細で実効性ある「DV関係機関連携マニュアル」作成（再掲I②（1））

(2) 職務関係者の資質と意識の向上

職務関係者が配偶者からの暴力の特性や被害者の心情を理解して、被害者の立場に立った支援を行えるよう、また、不適切な対応や言動によって二次的被害を引き起こさないよう、被害者や支援者の声を直接聞く機会の確保に努めます。

さらに、被害者の個人情報の漏えい防止や職務関係者の資質、意識の向上に向けた研修を定期的に継続して行います。

- 基礎的な知識を学ぶ初任者研修の実施（再掲 I ②（4））
- 各地区窓口関係担当者研修会の実施【男女参画・県民活動課】
- 相談員同士による事例検討（ケースカンファレンス）の実施（再掲 I ②（5））
- 国が行う研修への積極的参加【男女参画・県民活動課】

【職務関係者】

県、市町、県生活学習館、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、県人権センター、児童相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、警察、幼稚園、学校、保育所、検察庁、法務局、裁判所、医療機関、社会福祉施設、精神保健福祉施設、国際交流協会等の各職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、調停委員、弁護士、公証人、通訳等

【二次的被害】

職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷つき更なる被害が生じること

(3) 苦情処理の仕組みづくり

それぞれの関係機関が、被害者の相談、保護、自立支援に係る職員の職務の執行に関する苦情を、適切かつ迅速に処理するための体制を整備し、申出者への説明責任を果たす等、一定のルールに沿った方法で解決に当たるよう働きかけます。

- 苦情処理のための統一ルールの周知【男女参画・県民活動課】

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保に関する取組みの充実

実施事項 ① 被害者の安全確保

【現状と課題】

平成19年のDV防止法改正では、被害者の緊急時における安全確保がDV支援センターの業務であることが明記され、被害者や同伴する家族の一時保護を、一時保護施設および一時保護委託施設において実施しています。

また、夜間や遠隔地など直ちに被害者を一時保護施設へ移送できない場合の緊急一時保護や、何らかの事情で一時保護施設を利用できない被害者が利用する民間シェルターへの支援にも配慮が必要です。

さらに、加害者の追跡が激しい場合には、被害者を県外施設で保護するなど広域的対応も必要となるほか、被害者は着の身着のままで逃げ出すこともあるため、一時保護期間中の被害者の経済的支援も必要です。

加えて、被害者の安全を確保するため、被害者の住居等の情報が漏えいしないよう、徹底した情報管理が必要です。

○主な実施施策

(1) 保護体制における関係機関の役割と連携の明確化【男女参画・県民活動課】

被害者や同伴する子ども等が安全に保護されるよう、DV支援センターをはじめとする関係機関が果たすべき役割や責任、連携の明確化や保護対象者の情報管理の徹底に努めます。

【保護体制における関係機関】

県生活学習館、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市福祉事務所、県・市町関係課、警察、医療機関等

(2) 保護のための体制整備と警察と連携した加害の抑止や安全性の確保

被害者を保護する際には、警察やDV支援センターなど関係機関が連携を図り、相談窓口から一時保護施設まで加害者から危害が加えられることのない安全な保護体制の整備に努めます。

また、現に暴力が行われていると認められる場合は、警察は被害者の安全を第一として、加害者の検挙等にあたるとともに救護を要すると認められる被害者の保護を実施します。

○一時保護委託の実施【子ども家庭課】

○一時保護を実施する民間団体の支援【男女参画・県民活動課】

○緊急一時保護制度の積極的な運用（嶺南のみ ⇒ 全県下）【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

○一時保護施設における警備強化【子ども家庭課】

○国の加害者対応マニュアルの周知【男女参画・県民活動課】

○DV支援センター等と警察との連携強化【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、警察本部】

(3) 同伴児童へのケアも含めた一時保護期間中の支援充実

一時保護においては被害者的人権とプライバシーに配慮し、被害者一人ひとりの事情に応じた支援に努めます。

被害者に同伴する子どもがいる場合、児童虐待を受けている可能性が高いため、児童相談所との連携を強化し、心理的ケアを実施するほか、教育委員会や学校等とも連携し、適切な保育・学習機会の確保に努めます。

一時保護施設退所後も支援が円滑に受けられるよう、DV支援センターや市町、要保護児童対策地域協議会、児童相談所などの関係機関に情報提供を行います。

○同伴児童の面談や心理判定など心のケアの実施と確実な引き継ぎ【子ども家庭課】

○一時保護期間中における被害者への経済的支援【男女参画・県民活動課】

(4) 保護の広域的対応の円滑な実施

加害者の追跡から逃れるため、被害者を県外施設で保護する場合もあります。

保護の実施責任等を明確にした上で、必要な情報や被害者の移送など県外施設との県域を越えた広域的な連携に努めます。

○県外一時保護施設との調整【子ども家庭課】

(5) 高齢者施設、障害者施設との連携

被害者が高齢者や障害者の場合には、被害者の意思や身体の状況を踏まえて、高齢者施設や障害者施設で一時保護できるよう努めます。

○被害者の意思等を踏まえた高齢者施設、障害者施設との調整

【子ども家庭課、長寿福祉課、障害福祉課】

(6) 安全確保のための被害者の個人情報保護

加害者が被害者の住所を探索できなくなる「検索願の不受理」など、被害者情報を保護する支援措置の適切な運用や「住民基本台帳の閲覧制限」を市町に周知し、その徹底に努めます。

○被害者の情報を守る制度の周知【男女参画・県民活動課、市町振興課、警察本部】

○「各地区窓口担当者研修会」を活用した情報保護意識の徹底（再掲 I ③ (2)）

基本目標Ⅲ 被害者への途切れることのない自立支援

実施項目 ① 住宅の確保に向けた支援

[現状と課題]

被害者が加害者からの追跡を避け、これまでの生活の場を離れて新たな場所で自立を目指すには、その居住の安定を図ることが重要です。しかし、経済的事情や頼れる親族・身寄りや知人がいないため身元保証人が見つからないなどの理由から、住宅の確保が困難な場合があります。

就職やアパート等を賃借する際に婦人相談所等の施設長等が保証人となる「身元保証人確保対策事業」が国の制度として実施されていますが、配偶者からの暴力の被害者には利用されていないため、今後、利用の周知を図る必要があります。

また、県内の市町営住宅においては、被害者を「優先入居対象者」としていない市町もあり、優先入居対象者とするよう引き続き働きかけていく必要があります。

さらに、住居の確保が困難な被害者が自立するための中間的な施設である「ステップハウス」の利用も少ないとから、積極的な活用を図る必要があります。

○主な実施施策

(1) 公営住宅の活用促進

県では、被害者や同居する家族の優先入居、収入額認定、保証人の取扱い等、被害者の特性に最大限に配慮するなど、引き続き県営住宅の柔軟な制度運用を図ります。

また、市町営住宅においても優先入居等が図られるよう、機会をとらえて市町に働きかけ、協力を求めていきます。

○県営住宅入居に必要な連帯保証人の弾力的な運用等 【男女参画・県民活動課、建築住宅課】

○県営住宅への優先入居制度の周知 【男女参画・県民活動課、建築住宅課】

○市町営住宅への優先入居制度導入に向けた働きかけ 【男女参画・県民活動課、建築住宅課】

【県営住宅優先入居制度】

県営住宅について、配偶者からの暴力の被害者は、複数の優先入居可能住宅へ申込みをすることができ、かつ、申込順によらず優先的に入居者として決定される。

(2) 住宅の確保に向けた支援

DV支援センターにおいて、必要に応じ、公営住宅や民間賃貸住宅等に関する制度や物件の情報を収集し、被害者へ提供します。県は、一時保護中の被害者が自立のために賃貸住宅に入所する際に必要な費用の一部を支援します。

○住宅確保のために必要な費用の支援 (再掲Ⅱ①(3))

○身元保証人制度の利用促進 【子ども家庭課】

○住宅に関する情報提供 【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

【身元保証人確保対策事業】

一時保護施設等を退所する被害者が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元保証人となる制度

(3) ステップハウスの積極的な活用

住宅の確保が困難な被害者が、安心して自立に向けた準備ができるよう設置された「ステップハウス」の十分な活用と、ステップハウス周辺の警察官によるパトロールなど、入居する被害者の一層の安全確保を図ります。

○入居要件の緩和【男女参画・県民活動課】

○警察と連携した一層の安全性の確保【男女参画・県民活動課、警察本部】

実施項目 ② 生活再建のための支援

[現状と課題]

被害者が加害者から離れ、自分らしい生活を取り戻していくには、当面の生活資金の確保や離婚、就職、さらには育児、子どもの教育などの問題の解決が必要であり、このため、本人の意思や状況に応じて適切な情報を提供し、就業・子育て等に対する多様な支援を行うことが不可欠です。

支援にあたっては、関係機関が多岐にわたることから、これらの機関が、認識を共有しながら連携を図っていくことが必要です。

◎主な実施施策

(1) 支援制度に関する情報提供と十分な活用

DV支援センターは、被害者に、生活保護や児童扶養手当、児童手当、母子家庭への医療費助成、保育料軽減策等の支援制度についての情報提供や利用への助言を行うとともに、申請の窓口となる機関との連携を図ります。

また、一時保護された被害者の保護・自立支援にあたっては、DV支援センターは被害者の状況に応じた支援策を関係機関と調整する役割を担い、被害者の意思を尊重した自立支援を行います。

○支援制度に関する情報提供と実施機関との連携【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

○生活困窮の度合いに応じた、自立促進支援センターとの連携

【男女参画・県民活動課、地域福祉課、子ども家庭課】

【自立促進支援センター】

安定した職に就いておらず、経済的な問題で最低限度の生活ができなくなるおそれがあるが、生活保護を受けていない「生活困窮者」が抱える課題について、相談支援員が支援計画を策定し、自立までを包括的継続的に支援する。「生活困窮者」の子どもへの学習支援も行う。

(2) 就労に関する情報提供と関係機関との調整

DV支援センターは、被害者の状況に応じ、公共職業安定所（マザーズコーナー）、職業訓練施設、職業訓練制度、各種給付金事業等について情報提供と助言を行い、関係機関との連絡調整に努めます。

○就労に関する情報提供と実施機関との連携【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、労働政策課】

(3) 被害母子に対する生活支援

DV支援センターは、母子自立支援員等と緊密な連携のもと、疾病時等に生活援助や保育サービスを提供する母子家庭等日常生活支援事業や就業支援サービスの提供等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子福祉資金貸付制度等の母子家庭支援制度に関する情報を提供します。

○母子に対する生活支援に関する情報提供と実施機関との連携 【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

(4) 医療保険および公的年金に関する情報提供

DV支援センターは、被害者一人ひとりの実情に即して、健康保険や国民健康保険等および国民年金や厚生年金等の制度、加入手続、保険料や保険税の軽減・免除措置等に関する情報を提供します。

○医療保険制度や公的年金制度に関する情報提供と実施機関との連携

【男女参画・県民活動課】

実施事項 ③ 法的な手続きについての支援

[現状と課題]

DV防止法に基づく保護命令制度の活用を図るとともに、被害者が抱える離婚、子どもの養育費等の金銭的な問題等を解決するため、法的手続きについて多様な支援を行うことが必要です。

平成19年のDV防止法改正で、被害者の親族、支援者にも保護命令が発せられるようになり、また、保護命令が発出された場合、申立書にDV支援センターに相談した旨記載があるときは、裁判所からDV支援センターにそのことを通知することとなっています。

さらに平成25年のDV防止法改正では、保護命令の対象が「生活の本拠を共にする交際相手」いわゆる同棲者にまで拡大されたため、その周知が必要です。

◎主な実施施策

(1) 保護命令制度の活用

被害者が保護命令制度を円滑かつ迅速に利用できるよう、DV支援センターにおいて、DV防止法改正に伴う対象者の拡大をはじめとした保護命令制度についての情報提供等を行い、一層の周知に努めます。

○保護命令対象の拡大を踏まえた解説パンフレット作成 【男女参画・県民活動課】

(2) 日本司法支援センター（法テラス）や民事法律扶助制度の周知等

被害者が抱える民事紛争の解決を援助するため、日本司法支援センターの民事法律扶助制度や県・市町で実施する法律相談等の法的な支援制度について広く周知します。

また、DV支援センターにおいて、被害者に対し紛争解決のための情報提供を行うとともに、弁護士や調停委員、裁判所等に対し安全確保のための配慮を行うよう働き

かけに努めます。

○法的支援制度についての情報収集と周知【男女参画・県民活動課】

○無料法律相談の実施【男女参画・県民活動課、地域福祉課】

【日本司法支援センター(愛称：法テラス)】

総合法律支援法に基づき、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に設立された、国民向けの法的支援を行う中心的な機関

【民事法律扶助制度】

国の補助金を財源に、弁護士や裁判所費用の立替え、無料法律相談の実施、弁護士の紹介等を行う制度

実施事項 ④ 心のケアに対する支援

[現状と課題]

被害者は、繰り返される暴力の中で心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心に傷を負うことが少なくありません。また、加害者から逃れた後も、追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等から精神的に不安定な状態に陥りがちです。

このような被害者には長期的な心のケアが必要であるため、婦人相談所における心理学的諸検査や面接の実施、精神保健福祉センターや被害者自助グループとの連携を図っていきます。

○主な実施施策

(1) 心理的被害に対するケア

暴力により、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心理的被害を受けた被害者に対し、医師、臨床心理士、心理カウンセラー等の専門家による定期的かつ継続的な相談の場の提供を行います。

○生活学習館、精神保健福祉センターにおける「こころの相談」

【男女参画・県民活動課、障害福祉課】

○DV支援センターにおける精神保健に関する支援【男女参画・県民活動課、障害福祉課】

【心的外傷後ストレス障害（PTSD [post-traumatic stress disorder]】

繰り返される暴力によって生じる特徴的な精神障害。症状として、自分が意図しないにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすること等があります。

(2) 被害者自助グループとの連携

被害者自助グループは、配偶者からの暴力体験を持つ被害者がその体験や感情を共有し、情報交換する場を提供しています。また、被害者の立場に立って被害者が抱える課題にきめ細かく対応するとともに、被害者の実情やニーズを社会に伝える役割を

果たしています。

被害者自助グループが行政機関等と連携してさらに充実した活動ができるよう支援を行います。

○被害者自助グループへの県の施策等の情報提供【男女参画・県民活動課】

○被害者自助グループの活動への支援【男女参画・県民活動課】

実施事項 ⑤ 被害者の子どもに対する支援

[現状と課題]

被害者が子どもを同伴している場合、同伴児は被虐待児である可能性が高いため、その心理的ケアにも配慮が必要です。

また、被害者に同伴する子どもが通う保育所や幼稚園、学校、児童館、学童保育施設等においては、教職員が二次的被害を与えること、被害者情報を漏えいすること、子どもが加害者に連れ去られること等がないよう努めることが必要です。

さらに、住民票がなくても子どもの転入園、転入学が可能である等、就学手続きに関する必要な情報を被害者に提供することが必要です。

◎主な実施施策

(1) 心理的被害に対するケア

被害者の子どもは、表面に現れなくても心理的に深く傷ついている場合があるため、個々の状況に応じて、学校カウンセラー、臨床心理士、児童心理司、保健師等による継続的な心のケアに努めます。

○専門的機関によるこころのケアの実施【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、高校教育課、義務教育課】

○精神保健福祉センターの活用【障害福祉課】

(2) 学校等における被害拡大の防止と就学等支援

教職員等が配偶者からの暴力についての認識を深めるとともに、不適切な対応により被害者の子どもの安全性を脅かし、その心に一層の傷を与える二次的被害の防止、被害者情報の管理の徹底を働きかけます。

また、DV支援センターにおいて、転入園、転入学等の就学手続きに関する必要な情報を被害者に提供します。

○学校等における配慮への働きかけ【男女参画・県民活動課、大学・私学振興課、子ども家庭課、高校教育課、義務教育課】

○就学手続きに関する情報提供【男女参画・県民活動課】

(3) 児童相談所等との連携推進

被害者の子どもに対し、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置や配慮が講じられるよう、児童相談所、県健康福祉センター、市福祉事務所、市町の関係各課および要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

基本目標Ⅳ 関係機関、民間団体との連携協力

実施項目① 関係機関とのネットワークの構築

[現状と課題]

被害者の保護や自立支援等には、関係機関や民間団体が共通認識を持ち、連携しながら相談や自立支援などに取り組む必要があります。また、配偶者からの暴力は児童虐待や高齢者虐待等と関連があるため、「要保護児童対策地域協議会」や「高齢者虐待防止ネットワーク」、市町の地域包括支援センター、犯罪被害者等支援連絡協議会などの連携が必要です。

被害者の県外施設での保護等については、一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ（平成19年 全国知事会）に基づき、一時保護が円滑に実施できるよう県外施設との連携強化が必要です。

○主な実施施策

(1) 配偶者暴力対策ネットワークの構築

各機関の責任者が参加し、施策の検討、機関相互の連絡調整等を行う配偶者暴力対策連絡会議を開催します。

会議の開催にあたっては、関係機関等が実効的な連携を行えるよう会議内容の充実に努めます。

○配偶者暴力対策連絡会議の開催【男女参画・県民活動課】

(2) 関係する地域ネットワークの活用

DV支援センターが、児童虐待や高齢者虐待の防止、犯罪被害者等支援のためのネットワーク、関連する福祉施設等と情報交換し、連携、協力を図るよう努めます。

○会議等を活用した関係者の「顔の見える関係づくり」の促進（再掲I③(2)）

○要保護児童対策地域協議会等との連携（再掲III⑤(3)）

○詳細で実効性ある「新DV関係機関連携マニュアル」作成（再掲I②(1)）

(3) 保護の広域的対応の円滑な実施（再掲II①(4)）

実施項目② 市町、事業所、民間団体等による被害者支援体制の推進

【現状と課題】

市町は住民に最も身近な窓口であり、住民基本台帳、医療保険、公的年金、福祉制度等の手続きを通じて被害者支援に深く関与するため、被害の発見、保護、自立支援等各段階できめ細かい支援を行うには市町との連携が重要です。

また、被害者は居住地を離れて新たな生活を始める場合があるため、転居先で安心して生活できるよう、前住所地と転居先の市町の連携が必要です。

職場では、被害者に対する適切な対応方法について検討し、被害者が希望する場合には、配置転換や休業等、安全に就労を継続できるための配慮を行うことが必要です。さらに、地域において被害者に深く関わる可能性のある民生委員・児童委員、人権擁護委員等は、配偶者からの暴力に関する情報を提供し、互いに連携して、地域での暴力を容認しない意識の普及啓発や暴力の防止に取り組むことが必要です。

○主な実施施策

(1) 市町における取組みの推進と連携協力の強化

配偶者からの暴力防止と被害者支援施策充実のため、市町に対し、県の基本計画を勘案し、地域の実情や既存計画等の策定状況を踏まえた市町基本計画の策定やDV支援センター設置の働きかけなどを行います。

○市町基本計画策定の働きかけ【男女参画・県民活動課】

○市町におけるDV支援センター設置の働きかけ（再掲 I②(4)）

○市町における相談状況の把握とフィードバック【男女参画・県民活動課】

(2) 事業所、民間団体における理解の促進と被害者への配慮

職場のすべての人に配偶者からの暴力に対する理解を深めてもらうため、事業者や民間団体に対し普及啓発に努めます。

また、職場において被害者に対する情報提供、被害者情報保護、配置転換等、被害者が安全に就労を継続できるための配慮がなされるよう、事業者や民間団体に対し促します。

○事業所、民間団体に対する研修会、講演会等の実施【男女参画・県民活動課】

(3) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携（再掲 I①(3)）

(4) 被害者支援団体や自助グループの活動支援等

配偶者からの暴力防止および被害者の保護については、この問題に取り組む民間被害者支援団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、行政のみならず、民間団体の機動的な対応も必要とされていることから、民間被害者支援団体等の支援・育成に努めます。

○民間支援団体等と連携した普及啓発や団体の活動に対する支援【男女参画・県民活動課】

○県が行う研修への民間支援団体等の参加呼びかけ【男女参画・県民活動課】

○民間支援団体等への情報提供【男女参画・県民活動課】

基本目標V 配偶者などからの暴力を許さない社会づくり

実施項目 ① 正確な認識を深めるための普及啓発

[現状と課題]

県民実態調査によれば、DV防止法の県民の認知度は8割を超えていますが、「平手で打つ」等という直接的暴力でなく、「長時間の無視」や「交友関係の細かい監視」などの精神的行為を暴力として認識していない人の割合は高い状況にあります。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為や精神的暴力を含む、重大な人権侵害です。

県民の一人ひとりが配偶者からの暴力に関する理解を深め、暴力を許さないという意識を浸透させることにより暴力の潜在化を防止するとともに、一人で悩んでいる被害者に相談窓口などの情報を提供できるよう、できる限り多くの県民の関心を高めることも重要です。

また、啓発にあたっては、配偶者からの暴力には身体への暴力だけでなく、精神的暴力および性的暴力も含まれることに留意する必要があります。

◎主な実施施策

(1) 県における普及啓発の推進

県民が配偶者からの暴力に関する正しい理解を深められるよう、継続的な啓発・普及活動を実施します。また、相談窓口の周知徹底や保護、自立支援における施策の情報提供を進めます。

○事業所、民間団体等への出前講座の実施【男女参画・県民活動課】

○メディアによる普及啓発の実施【男女参画・県民活動課】

○ショッピングセンター等被害者の目に留まりやすい場所での啓発【男女参画・県民活動課】

○警察や児童虐待関係部局と連携した啓発キャンペーン（再掲I②（2））

(2) 市町における普及啓発の促進

住民にとって最も身近な機関である市町においても、配偶者からの暴力に関する普及啓発が積極的に行われるよう働きかけます。

○市町に対する助言、情報提供等支援【男女参画・県民活動課】

実施項目 ② 若年層へのDV防止教育

[現状と課題]

交際相手からの暴力が「デートDV」と呼ばれ、社会問題化しています。県民実態調査によれば、配偶者からの暴力が交際期間中から始まったとする被害者も少なくありません。

配偶者からの暴力を防止するには、子どもの発達段階や成長過程にあわせ、早い段階から命の大切さや人権の尊重などの人権教育や、男女が互いに相手を尊重する関係を築くことが重要で、互いの尊厳を傷つける暴力は許されないという教育を行い、社会全体で「暴力を許さない」という意識の醸成が必要です。

交際相手からの暴力について、配偶者暴力に発展しないよう、予防のための教育、啓発に取り組んでいく必要があります。

○主な実施施策

家庭や学校等におけるDV防止教育の推進

家庭において、暴力が許せないものであることを教え、話し合うための啓発を行います。また、小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さないという意識を形成・確立するため、暴力を許さない教育、命や一人ひとりを大切にする教育などの人権に関する教育の一層の推進を図ります。

さらに、異性との交際など交友関係が広がる高校生や大学生には、デートDVについての学習の推進を図ります。併せて、教職員等への意識啓発を行います。

○意識啓発パンフレット等の家庭への配布【男女参画・県民活動課】

○児童生徒への人権教育を通じたDVの連鎖の抑制【地域福祉課、義務教育課】

○高校や大学における「デートDV」防止教育の実施

【男女参画・県民活動課、大学・私学振興課、高校教育課】

○教諭に対する研修会の実施【男女参画・県民活動課、大学・私学振興課、高校教育課】

実施項目 ③ 警察と連携した未然防止等と加害者への対処

[現状と課題]

配偶者からの暴力を抑制し、被害者の安全を確保するには、被害者の意思を踏まえて厳正に対処することや、加害者への警告など加害行為の未然防止と拡大防止が必要です。

また、新たな被害者を減らすには、被害者の保護や自立支援に加え、加害者が自らの責任を認識して暴力から脱却していくための教育や指導が重要です。

しかし、どのような方法が有効か未解明な部分が多く、現在のところ国においては加害者更生のための具体的な対策を示しておらず、また、更生のためのプログラムも確立されていません。

国等の加害者更生に関する調査研究の動向を注視しながら、配偶者暴力の再発防止策についての検討を進める必要があります。

◎主な実施施策

(1) 暴力の未然防止等と組織的対処【警察本部】

DV防止法、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、被害者に対する防犯指導や緊急時における自衛手段等の教示、警察官による重点地域のパトロールや加害者への指導、警告などによる加害行為の未然防止、組織的な対応による暴力の現場への警察官の迅速な到着と暴力の制止など、暴力の拡大の抑止に努めます。

配偶者からの暴力が刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な処置を講じて適正かつ適切に対処します。

- レディースガードリーダーのプラッシュアップや防犯講座の開催【警察本部】
- 被害者に対する防犯指導【警察本部】
- ステップハウス周辺等における防犯パトロール【警察本部】
- 暴力の現場への迅速な到着に向けた取組み【警察本部】

(2) 加害者更生対策

加害者更生のための国の研究や他の都道府県や民間団体の支援等について情報収集を行い、市町等の関係機関への情報提供や共有を図るほか、更正の意思を持つ加害者のニーズを把握し、加害者に対する相談体制や支援方法について研究を行います。

- 加害者更生プログラム研究等の情報収集【男女参画・県民活動課】
- 加害者更生のための支援方法等の研究【男女参画・県民活動課】
- 相談員による加害者の特徴や加害者更生プログラムについての学習会
【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】
- 精神保健福祉センターや臨床心理士など心理の専門家と連携した加害者更生に向けた対応【男女参画・県民活動課】

基本目標VI 計画の推進体制

本計画の円滑な推進と配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する施策の総合的、効果的な実施に向けて、以下のとおり県庁内の関係部局や関係機関などと連携し、本計画に係る施策の進捗状況の把握や進行管理、各機関との連絡調整・情報の共有などをを行います。

(1) 配偶者暴力対策連絡会議

県庁内の関係部局、警察、生活学習館、総合福祉相談所、各健康福祉センター、市町の責任者等の参加による「配偶者暴力対策連絡会議」を開催し、計画の進捗状況について検討するほか、関係機関の情報交換や調整、相互連携を図り、本計画を効果的に推進します。

(2) 福井県男女共同参画審議会

本県の男女共同参画全般について、その現状や施策の進捗状況を討議する「福井県男女共同参画審議会」において、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する施策や配偶者からの暴力の現状を報告します。

參 考 資 料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七二号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知らないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二條 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき聴明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

福井県男女共同参画推進条例

福井県条例第59号
平成14年10月11日公布

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 男女共同参画の推進に関する基本計画（第8条）

第2節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第9条～第16条）

第3節 男女共同参画の推進に関する普及啓発（第17条～第19条）

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等（第20条～第23条）

第3章 福井県男女共同参画審議会（第24条～第29条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわりなく尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町村、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになること。
- 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体（以下「県民等」という。）ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為（精神的に苦痛を与える行為を含む。第15条において同じ。）をしてはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

（県民等の理解を深めるための措置）

第9条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

（制度および慣行の改善を促進するための措置）

第10条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援）

第11条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第12条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

（働く場における男女共同参画の推進）

第13条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(政策等の決定過程における男女共同参画の推進)

第14条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力の根絶)

第15条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町、県民等の活動に対する支援)

第16条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

(男女共同参画推進員の設置)

第17条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

(男女共同参画月間)

第18条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

(表彰)

第19条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

(推進体制の整備等)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

(相談および苦情の処理)

第21条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第22条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告)

第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 福井県男女共同参画審議会

(福井県男女共同参画審議会)

第24条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(組織)

第26条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第27条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則(平成一七年条例第六五号)

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定

平成十八年三月三日

〈発行〉

福井県総務部男女参画・県民活動課

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0319

FAX：0776-20-0632

アドレス：danjoken@pref.fukui.lg.jp

